

岡山県国土強靱化地域計画

—強くて、しなやかな生き活き岡山へ—

平成 28 年 2 月

岡 山 県

目 次

(はじめに)

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の推進期間	1

第1章 基本的な考え方

1	目標設定	2
2	強靱化を推進する上での基本的な方針	2

第2章 想定される災害リスク

1	災害をもたらす自然的条件	4
2	想定される災害リスク	6

第3章 脆弱性評価

1	「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
2	現状の取組の分析・評価等	7

第4章 国土強靱化の推進方針

1	国土強靱化に関する施策の分野	8
2	施策分野ごとの国土強靱化の推進方針	8

<個別施策分野の推進方針>

(1)	行政機能／警察・消防	8
(2)	住宅・都市／情報通信	13
(3)	保健医療・福祉	17
(4)	産業	19
(5)	交通・物流	21
(6)	農林水産	24
(7)	国土保全・土地利用	25
(8)	環境	28

<横断的分野の推進方針>

(1)	リスクコミュニケーション	29
(2)	老朽化対策	32

第5章 計画の推進

1	取組の重点化	34
2	計画の見直し（PDCA）	35

(別表1)	起きてはならない最悪の事態	36
(別表2)	施策分野別の取組事項	37
(別表3)	指標及び目標	42
(別紙)	岡山県国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果	48

(はじめに)

1 計画策定の趣旨

本県では、晴れの国おかやま生き生きプランに基づき、災害から人命を守ることが最優先に、自助、共助、公助の観点に立ってハード・ソフト両面から安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んでいるところである。近年、台風の大規模化や集中豪雨の多発化傾向が見られ、河川の氾濫や土砂災害、都市部での内水氾濫などによる大規模自然災害の発生リスクが高まっている。また、今後30年以内に南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの規模の地震が約70%の確率で発生することが国において想定されているほか、県周辺の活断層を震源とする断層型地震についても、発生すれば県内に甚大な被害が及ぶことが懸念されている。

国では、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）を制定し、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）により「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を進めており、本県においても、これら風水害や地震災害など自然災害のリスクに備え、県域における取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、南海トラフ地震において甚大な被害が予想される他地域との連携協力関係の強化など、国全体の強靱化にも貢献していくことを目指して、この計画を策定する。

本県が将来にわたって、安心して暮らせる安全な地域であり続けるためには、県、市町村、民間事業者等が限られた資源を有効に活用しながら、平時において、災害に強い地域づくりに取り組むことが不可欠である。本計画に基づく強靱化の取組を通じ、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な地域経済社会を築くことで、県民の生命・財産を守ることとはもとより、温暖な気候と自然環境に恵まれた「晴れの国」としての本県の魅力を高め、中国四国地方の交通の要衝、ものづくりなど優れた産業集積などの強みを生かした持続的発展の基盤づくりを進めるものである。

2 計画の位置付け

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）であり、強靱化に係る県の個別計画等の指針として定めるものである。

3 計画の推進期間

計画内容は、基本計画に準じ、概ね5年ごとに見直すこととし、当初の推進期間は平成28年度から平成32年度までとする。

第1章 基本的な考え方

1 目標設定

本地域計画は、県が市町村、民間事業者等と連携し、国と一体となって国土強靱化を推進することにより、本県の安全で安心な地域づくりを進めるとともに、国全体の強靱化にも貢献するために策定するものであり、基本法において、国の基本計画との調和を保つことが定められていることから、基本計画と調和する目標や基本的な方針の下で、強靱化を推進することとする。

(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の推進に当たっては、晴れの国おかやま生き生きプランの内容を踏まえるとともに、以下に示す国の基本的な方針に留意するものとする。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的視野を持った取組推進

- ③ 地域間連携の強化、東京一極集中から「自律、分散・協調」型国土への転換
- ④ 経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤ 適正な制度、規制のあり方を見据えた取組推進

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦ 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、官民の連携と役割分担
- ⑧ 非常時の防災・減災等の効果のみならず、平時にも有効活用される対策

（３）効率的な施策の推進

- ⑨ 人口減少等に起因する国民需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえた財政資金の効率的な使用に配慮した施策の重点化
- ⑩ 既存の社会資本の有効活用による費用の縮減、効率的な施策の推進
- ⑪ 民間資金の積極的活用
- ⑫ 施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬ 人命を保護する観点からの土地の合理的利用の促進
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進と成果の普及

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮
- ⑰ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

第2章 想定される災害リスク

1 災害をもたらす自然的条件

(1) 風水害

本県は南に四国山地があり、湿った南風の流入を緩和しているため、比較的雨量が少なく恵まれた環境にあるが、紀伊水道から流入する南東の風による兵庫県西部から岡山県東部にかけての大雨、豊後水道から流入する風による広島県東部から岡山県西部にかけての大雨、寒冷前線が通過する場合や暖候期（主に6月～9月）において、上空に寒気が入り込んだ場合などに雷を伴う短時間強雨に警戒が必要である。中国地方には、花こう岩が風化してできたまさ土が広く分布しており、土砂災害のリスクもある。近年では、昭和47年7月の県西部の大雨や平成2年9月の台風第19号による東備地方を中心とした水害、平成16年の台風第23号による土砂災害、平成21年8月の台風第9号による美作市の大雨、平成23年9月の台風第12号による県内各地での記録的な大雨などで大きな被害が発生している。過去に遡れば、明治26年10月の台風や昭和9年の室戸台風で県内全域が大水害に見舞われ、甚大な被害が発生している。

県南部に広がる瀬戸内海沿岸平野や大規模な干拓地等では、排水基盤が整備されていない場所で宅地化が進んでおり、集中豪雨による氾濫で大規模な浸水被害が発生するおそれがある。高潮については、特に台風が県内を通過する場合や県の西方を通る場合、東側でも近い距離を北東進するとき顕著に発生し、台風の接近と満潮時が重なる場合には、さらに被害が拡大するおそれがある。平成16年の台風第16号では、大潮期間の満潮と重なり、宇野港で観測開始以来最も高い潮位を観測、沿岸部で甚大な被害が発生した。

[過去の主な風水害]

災害の原因	被 害						
	人 的 被 害			住 家 被 害			
	死 者 人	行 方 不明者 人	負傷者 人	全 壊 (流出) 戸	半 壊 戸	床 上 浸 水 戸	床 下 浸 水 戸
明治26年10月 台風	423	不詳		12,920		50,209	
昭和9年9月 室戸台風	110	42	420	3,417		46,131	
昭和47年7月 梅雨	15		18	126	215	3,206	13,365
昭和51年9月 台風第17号	17	1	93	152	234	6,321	26,725
平成2年9月 台風第19号	10		10	10	36	1,615	8,316
平成10年10月 台風第10号	5	1	27	19	17	2,668	4,692
平成16年 台風第16号	1		16	17	48	5,729	5,153
平成16年 台風第23号	7		34	13	54	352	1,465
平成21年8月 台風第9号	1		4	14	114	204	311
平成23年9月 台風第12号			5	2	133	952	8,869

※岡山県地域防災計画資料編から抜粋

(2) 地震・津波

本県の北部には中国山地がほぼ東西に伸び、その南側には地盤がしっかりしている吉備高原が広がり、活断層は中国地方の中では最も少ないと言われているが、県北東部には、山崎断層帯や那岐山断層帯があり、隣県には本県に影響を及ぼす活断層も存在している。南海トラフを震源とする海溝型地震は、約100～150年周期で繰り返し発生しており、震源からは離れているものの、県南部の岡山平野や河口部の軟弱地盤では強い揺れや液状化現象が発生する可能性が高く、瀬戸内海沿岸では紀伊水道や豊後水道から押し寄せてくる津波も想定される。近年の本県での地震発生回数は、全国的にも少ない方であるが、昭和21年南海地震や平成12年鳥取県西部地震では県内でも大きな被害が発生している。

また、国の地震調査研究推進本部によるとマグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震の発生確率は今後30年間以内に70%程度と言われている。最新の知見に基づく最大クラスの地震を想定した県の被害想定では、県内で最大震度6強、最大津波高3.4メートル、県南海岸付近を中心とする液状化等が発生し、最悪の場合、約31,000棟の建物被害や3,100人を超える死者、約12,000人の負傷者が発生する甚大な被害が想定されている。さらに、断層型地震についても、発生確率は低いものの、県の北部や南西部においても、最大震度6強の揺れにより甚大な被害が発生することが想定されている。

[甚大な被害をもたらした過去の地震災害と津波の記録]

地震名	震央地名	規模	被害
昭和21年南海地震	和歌山県南方沖	M8.0	死者52人、負傷者157人、全壊1,200戸、半壊2,346戸、その他堤防・道路被害多数
平成12年鳥取県西部地震	鳥取県西部	M7.3	重傷5人、軽傷13人、全壊7棟、半壊31棟、一部損壊943棟、その他水道被害、道路被害多数
1707年（宝永4年10月4日）宝永地震（M8.6） ○大地震、大風浪あり。（船穂町郷土史） ○大地震あり、民家潰れ、高潮起り、死人多し。（牛窓郷土史） ○大地震……略……また大風、潮水常より高きこと5尺と凶荒窮知すべきなり。（邑久郡史） 1854年（嘉永7年11月5日）安政南海地震（M8.4） ○劇震の際海嘯の徴あり、一昼夜に潮水の進退およそ20～30回にして、満潮の時、一時平水より7尺余を増し、これがため本村南岸字瀬溝海峡（虫明一長島）の如きは、およそ3尺余の土砂をもって填塞し、字扇浦に泥土2尺余を埋塞せり。……略……300余石積みの船舶を碇泊せしも今は漁船を入るのみ。（邑久郡史の裳掛村記事） 1946年（昭和21年12月21日04時19分）昭和南海地震（M8.0） 県下の津波の余波は、最高潮が1メートル以下で被害はほとんどなかった。 ○岡山測候所の面する旭川では、06時から10時まで2回、津波により相当の急流となって逆流したため小舟の運行は中止された。10時10分には津波の高さ0.4メートルを観測した。 ○三幡港では、当時変潮で引き潮、満ち潮が交互に起り、青土が潮と共に吹き上がり土手が作られたという。 ○児島湾干拓地では、0.6メートルくらい増しやや経って引き、再び前より少ないが満ちてきた。			

※岡山県地域防災計画資料編から抜粋

2 想定される災害リスク

本県に大きな被害をもたらす自然災害として、本県の自然的条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ、次のとおり「想定する災害リスク」を設定する。

【想定される災害リスク】

自然災害の種類	想定する被害の様相等
南海トラフ地震及びその発生に伴う津波災害	今後30年間の間に約70%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震により、県南を中心に人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。(平成25年7月被害想定公表)
断層型地震	山崎断層帯や那岐山断層帯など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード7～8クラスの地震により、県北を含む一部地域で大きな人身・建物被害が生じる。 (平成26年5月被害想定公表)
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲に渡る長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。
高潮	台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の高潮などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大きな人身・建物被害等が生じる。
内水氾濫	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、都市部の広範囲が浸水し、人身、建物、地下街等に大きな被害が及ぶ。
複合災害	南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨や高潮、大型の台風が連続して襲来することにより、被害がさらに拡大する。

第3章 脆弱性評価

地域計画の策定に当たっては、次の手順により本県で想定される自然災害のリスクを踏まえた脆弱性の評価（リスクに対して現状のどこに問題があるか、どこが弱点となっているのかの検討）を行い、県の脆弱性を分野横断的、総合的に検討した。

1 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本県で想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として40の「起きてはならない最悪の事態」（別表1）を設定した。

2 現状の取組の分析・評価等

設定した40の「起きてはならない最悪の事態」の回避に寄与する本県の個別事業計画等について、その進捗状況等を可能な限り定量的に評価するとともに、「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けた課題を、関連のある計画間の連携や県以外の主体（国、市町村、民間事業者等）の取組も含めて分析した。

なお、脆弱性評価の結果は、「岡山県国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果」（別紙）のとおりである。

[脆弱性評価実施イメージ]

		施策分野（10分野）			
		個別施策分野			横断的分野
		(1) 行政機能／警察・消防	(2) 住宅・都市／情報通信	(3) 保健医療・福祉	(2) 老朽化対策
起きてはならない最悪の事態（40事態）	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	...	...	...	...
		「最悪の事態 1-1」を回避するための課題分析			
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	...	...	...	...
		「最悪の事態 1-2」を回避するための課題分析			
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	...	...	...	...
		「最悪の事態 1-3」を回避するための課題分析			
40事態	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	...	...	...	...
		「最悪の事態 8-5」を回避するための課題分析			
施策分野別推進方針（必要な取組）の検討		...	...	...	...

第4章 国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、基本目標の達成に向け、ハード・ソフト両面から県域の強靱化を図るための施策分野別の推進方針を次のとおり定める。また、計画の進捗管理に活用する指標を設定する。

1 国土強靱化に関する施策の分野

本計画の対象となる国土強靱化に関する施策の分野は、8の個別施策分野と2の横断的分野とする。

＜個別施策分野＞

- (1) 行政機能／警察・消防、(2) 住宅・都市／情報通信、(3) 保健医療・福祉、
(4) 産業、(5) 交通・物流、(6) 農林水産、(7) 国土保全・土地利用、
(8) 環境

＜横断的分野＞

- (1) リスクコミュニケーション、(2) 老朽化対策

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

1で設定した10の施策分野ごとの推進方針（国土強靱化に関する施策の基本的な指針）を次のとおり定める。各分野の推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、基本目標及び事前に備えるべき目標に照らし、必要な対応を施策の分野ごとにまとめたものであり、それぞれの分野間には相互依存関係があるため、各分野における施策の推進に当たっては、所管部局を明確にした上で全庁的な推進体制を構築して関連する情報や進捗管理を共有し、また、必要に応じて関係する他の機関等と積極的に協議するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮するものとする。

また、当面、定量的な評価等が困難であるため、指標の設定を行っていない事項についても、適宜、進捗状況を把握し、本計画の見直しの都度、新たな指標設定を検討することとする。

＜個別施策分野の推進方針＞ ※は重点化事項を示す。

(1) 行政機能／警察・消防

(行政機能)

(業務継続体制の確保)

-  平成26年8月に策定した大規模地震等災害発生時における業務継続計画(岡山県庁BCP)で明らかとなった課題について、PDCAサイクルで具体的な改善策を検討して順次対策を実施するとともに、改善の進捗状況に応じて計画を見直し、災害時の業務継続体制の確保を

図る。【3-3 直轄】

※【 】内は関係する「起きてはならない最悪の事態」（別表 1, 別紙 1）の番号と県の関係部局の略称を示す。

〔重〕 大規模災害が発生した際、市町村は、災害対応の主体として重要な役割を担うと同時に、継続しなければならない多数の業務を有することから、必要に応じた代替施設の確保を含め、災害時における業務継続体制が確保されるよう、市町村での業務継続計画（BCP）の策定を促進する。【3-3 直轄】

○ 県の重要な情報システムについては、災害発生時に ICT-BCP（ICT 部門の業務継続計画）が機能するよう、定期的に訓練を実施するとともに、訓練過程で把握した課題を ICT-BCP に反映させるなど、今後も円滑かつ優先順位を考慮したデータ復旧や長期電源途絶時の対策について検討を進める。【3-3 県民】

○ 県債務の支払について、指定金融機関と連携しながら支払方法の多様化に取り組むとともに、県統合財務会計システムが停止した場合であっても、非常用のバックアップデータを利用した電子的支払が継続できる体制を整備する。【5-6 出納】

〔指標〕 ※現状（評価年度）→目標（目標年度）

BCP 策定市町村数	1 村（H26）→ 27 市町村（H32）
県 ICT-BCP 策定システム件数	25 件（H26）→ 202 件（H32）

（災害応急体制の確保等）

〔重〕 南海トラフ地震を想定し、関係市町及び県、防災関係機関が緊密に連携して災害対応を行う実践的な総合防災訓練を定期的実施するとともに、避難訓練や避難所開設訓練などに広く住民参加を促し、関係機関の災害対応力の強化、避難誘導體制の確保や、住民の防災力の向上を図る。【1-3 直轄】



（総合防災訓練での救助訓練）

〔重〕 南海トラフ地震の被害想定に基づき、家庭・市町村・県の役割を踏まえ、公的備蓄計画を見直すとともに、市町村と連携し、計画に基づく公的備蓄を促進する。【2-1 直轄、保福】

○ 県及び市町村、防災関係機関が連携し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害発生が予測される台風接近時等において、各機関の役割や時間軸に沿った業務計画を予め明確化し、共有するタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進するとともに、被災状況等について、関係機関で情報共有を行う。【1-5 直轄】



（図上訓練）

○ 中国四国地方各県間及び県・市町村間での災害時相互応援協定に基づく相互応援について、ブロック制やカウンターパート制の構築等、被災状況に応じてよりの確かつ迅速な応

援を可能とする仕組みづくりに継続的に取り組むとともに、訓練の実施を通じて、実効性の高い相互応援体制の構築を図る。【3-3 直轄】

- 市町村において、想定される災害の種別や状況を考慮した適切な規模の指定緊急避難場所を必要に応じて指定し、訓練の実施や案内標識の設置など平時の取組を通じて、住民への周知徹底に努める。また、災害が発生するおそれがある場合には、国、県及び市町村間等で情報を共有し、住民の避難誘導が適切に実施されるよう、連携して取り組む。【1-6 直轄】
- 被災地に救援物資を適時・適切に届けるため、国、他県からの支援物資の受入れや民間事業者、県学校給食会、県医薬品卸業協会等との協定に基づく物資調達、配送に関するマニュアルを充実するとともに、市町村、物流業者と連携した訓練を実施するなど、民間のノウハウを活用し、支援物資物流体制の構築を図る。【2-1 直轄、産労、保福、農林、教育】
- 県石油商業組合と締結している「災害時における被災者等の支援活動に関する協定」に基づく燃料供給に関し、具体的な要請や配送、中核給油所及び小口燃料配送拠点での給油手順等のマニュアル化を進め、救急活動用燃料の迅速かつ円滑な供給体制の確保を図る。【2-4 直轄】
- 一般社団法人岡山県L Pガス協会との間で、災害発生時における緊急用L Pガスの調達に関する協定を平成10年1月締結しているところであり、災害発生に備え、訓練等を通じて関係者の一層の連携を図る。【6-1 直轄】

[指標]

南海トラフ地震を想定した総合防災訓練参加市町村数	5市町村(H26)→14市町村(H32)
南海トラフ地震の被害想定を踏まえた公的備蓄確保計画の策定	未策定(H26)→運用開始(H29)
タイムラインの考え方を取り入れた防災業務実施市町村数	2市町村(H26)→27市町村(H32)
県・市町村の災害時相互応援に関するガイドライン策定	未策定(H26)→運用開始(H28)
物資調達・搬送マニュアルの整備	検討中(H26)→マニュアル整備及び訓練実施(H30)
災害時の燃料供給手順のマニュアル化	未実施(H26)→マニュアル化及び訓練実施(H30)
液化石油ガス販売事業者に対する保安講習会の実施	3回(H27)→3回(毎年)

(県・市町村庁舎、施設の耐災害性向上)

- 岡山県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画で定める耐震改修等の目標を踏まえ、県庁舎、県民局及び市町村庁舎等、防災拠点となる公共施設の耐震改修を計画的に進める。【3-3 総務、県民、土木】

- 概ね 150 年に 1 回程度起こる大雨を想定した場合においても、県の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう、業務継続計画等を踏まえ、県庁舎の浸水対策の強化について検討を進める。【3-3 総務】



- 災害時にも県ホームページの機能を維持し、重要情報が適切に提供できるよう、サーバやお問い合わせ機能等を二重化するとともに、災害時においても、通常時と同水準の情報提供を行うための仕組みの検討や、機器の整備を進める。【3-3 県民】

- 防災拠点となる県・市町村施設において、電力の供給が停止された場合でも必要な機能を維持できるよう自家発電装置や太陽光パネル・蓄電池の設置など、非常用電源の確保に努める。【3-3 総務、県民、環文】

[指標]

県庁舎、県民局及び地域事務所の耐震化率	52.4% (H27) → 70.0% (H35)
災害時の応急活動や復旧活動の拠点となる市町村庁舎の耐震化率の平均	55% (H25) → 95% (H32)

(警察・消防)

(災害応急活動体制の確保)

- Ⓐ 県消防防災ヘリコプターについては、岡南飛行場に基地を置いているが、災害発生時に岡山市消防ヘリコプター、県警ヘリコプターと同時被災するリスクを回避するため、県消防防災航空隊基地を岡山空港へ移転し、災害対応力の向上を図る。【2-3 直轄】



(県消防防災ヘリ「きび」)

- Ⓑ 消防団員数が減少傾向にある中で、女性ならではの視点を消防団活動に活用し、また、将来の団員を確保するため、市町村と連携して女性や若手に積極的な広報を行い、消防団の充実強化に取り組む。【1-1, 2-3 直轄】



(岡山県消防操法大会)

- 様々な災害現場に対応するため各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、災害用装備資機材活用訓練やより災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。

【1-1, 1-3, 1-5, 2-3, 3-1 警察】



- 大規模災害時における治安の悪化を防止するため、警察によるパトロール体制等を強化するとともに、被災地の実情に即した効果的な部隊運用を行うため、合同訓練や各種会合等を通じて関係機関（防災ボランティア等）との広域的な連携体制の確保を図る。【8-3 警察】

- 大規模災害時に備え、消防本部に対し車両の整備を働きかけるとともに、緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを県内消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し計画の検証を行う。【1-1, 1-3, 1-5, 2-3 直轄】
- 自衛隊や海上保安庁、相互応援協定を締結している中国四国各県と平時からの連携を密にし、合同での訓練実施や連絡会議等での協議を通じて災害時の円滑な受援体制の構築を図る。【2-3 直轄】
- 情報通信機能の耐災害性の強化や高度化を図るため、消防救急無線のデジタル化を完了済みの県内消防本部との消防救急無線による直接通信環境を確保することを目的に、県消防防災ヘリコプターの無線のデジタル化の整備を推進する。【2-3 直轄】
- 市町村からの要請に基づき空からの救助や物資の輸送を行う県消防防災ヘリコプターについて、道路寸断等により、孤立地域が発生した場合を想定した救助・物資輸送・救急搬送の訓練を行い、災害対応力の向上を図る。【2-2 直轄】
- 県消防防災ヘリコプター等を最大限活用して救助・救急搬送等を迅速に行うため、燃料供給事業者等との調整を通じて、当該活動に必要となるヘリコプター用燃料の確保を図り、災害対応力の向上を図る。【2-4 直轄】
- 火災の初期消火体制を充実させるため、消防本部に体制整備を働きかけていくとともに、地域において速やかな対応ができるよう、消防団や自主防災組織などとの連携を推進する。【1-1, 7-1 直轄】
- 県消防学校において、消防職員及び消防団員の教育訓練を実施しているが、近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、教育環境の整備に取り組む。また、救急救命士等の養成、確保に努める。【2-3 直轄】

〔指標〕

人口 10 万人当たり消防団員数	1,477 人 (H26) → 1,477 人 (H32)
女性消防団員数	592 人 (H26) → 650 人 (H32)
警察災害派遣隊の活動 中国・四国ブロック訓練	1 回 (H27) → 1 回 (毎年)
緊急消防援助隊の活動 中国・四国ブロック訓練	1 回 (H27) → 1 回 (毎年)
消防防災ヘリ無線のデジタル化	未実施 (H26) → 完了 (H27)
消防団員等の消防学校教育訓練	
消防職員 502 人、消防団員 99 人 (H26) → 消防職員 513 人、消防団員 130 人 (H32)	

(水防活動)

- 水防団と水防協力団体（自治会・ボランティア団体等）が連携した水防訓練の実施や地域の実情に合わせた水防計画の策定により、水防体制の充実・強化を図る。【1-4 土木】

- 浸水想定区域内の地下街等における自衛水防の取組を促し、併せて市町村主体の水防訓練の実施により、水防体制の充実・強化を図る。【2-3 土木】

[指標]

市町村主体の水防訓練を実施している市町村数	26 市町村 (H26) → 27 市町村 (H28)
-----------------------	-----------------------------

(警察・消防庁舎の耐震化等)

- 耐震化が未実施の警察施設は、老朽化・狭隘化^{きょうあい}が著しいため、建て替えによる耐震化を計画的に進めることで、被災時における警察機能低下の防止及び救助活動拠点の保持を図る。また、救命救助活動等の拠点機能の維持に係る非常用電源の確保対策を促進する。

【2-3, 3-1 警察】

- 震災害時に救急、救助、消火等の活動に即応しなければならない県内の消防本部がその機能を十分に果たすため、消防署及び出張所等の耐震化未整備の消防関係庁舎の耐震化を促進する。また、水害対策や災害対応機能の維持に係る非常用電源の確保対策を促進する。

【2-3 直轄】

[指標]

警察本部庁舎及び県下の警察署の耐震化率	87% (H26) → 91% (H32)
消防署及び出張所の耐震化率	81.8% (H25) → 92.3% (H32)

(2) 住宅・都市／情報通信

(住宅・建築物の耐震化等)

- 住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化の目標達成に向け、普及啓発活動や人材育成に努めるとともに、耐震化支援の充実を図る。また、不特定多数の者が集まる施設の倒壊や火災による被害を回避するため、耐震診断の義務付け対象建築物や防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進する。【1-1, 1-2 土木、教育】

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺を回避するため、改正耐震改修促進法に基づき、県及び市町村が連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。【7-3 土木】

- 屋内運動場等の吊り天井などの非構造部位材を含めた公立学校施設の耐震化の取組が遅れている市町村に対し、耐震対策を促進し、早期完了を目指す。【1-1 教育】

- 私立学校に対し、県及び国の補助制度を活用することにより耐震診断及び耐震工事を積極的に実施するよう促し、私立学校施設の耐震化の促進を図る。【1-1 総務】

[指標]

住宅耐震化率	74% (H25) → 95% (H32)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	80% (H25) → 95% (H32)
市町村立学校耐震化率	87.3% (H26) → 100% (H28)

屋内運動場等にある吊り天井などの非構造部材耐震対策実施率 89.9% (H26) →100% (H28)

(災害に強いまちづくり)

- 市街地における火災の危険を防除するために定める防火地域等の指定や、安全で快適な都市環境を創造する市街地再開発事業を行う市町に助言するとともに、市町が策定する都市計画マスタープランへ防災や減災の観点を盛り込むことを促進する。【1-1, 7-1 土木】
- 火災が発生すると甚大な被害が発生する不特定多数が利用する大規模商業施設、旅館、病院、遊技場等の管理者に対し、市町村において、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を促進する。また、県は市町村に対し、消火栓等の耐震性強化や防火水槽の増設等、消防水利状況の改善などを働きかける。【1-1, 1-2 直轄】
- 災害発生時の避難場所や自衛隊等の災害活動拠点となる公園について、園内の施設や設備が有効に機能するよう、適切な維持管理を行うとともに、市町村管理の公園についても、災害発生時に有効となる機能の確保を促進する。【1-2 土木】

[指標]

都市計画マスタープランにおいて防災・減災が明記されている市町数

16 市町 (H26) →21 市町(H32) (対象：21 市町)

スプリンクラー設備の設置状況 (違反率)

0.16% (H26) →0.16% (H32)

(水道施設の耐震化等)

- 水道施設基幹管路耐震化率が 24.3% (H25) となっており、大規模地震発生時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、水道事業者等に対し、耐震化の必要性や計画的整備について指導や助言を行い、重要給水施設配水管を優先的に耐震化するなど、水道施設の計画的な耐震化を促進する。【2-1, 6-2 保福】
- 災害時に備え、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水や応急復旧の防災訓練等を引き続き行い、緊急時の広域支援体制の確立を促進する。また、災害時における民間事業者との支援体制の確立を促進する。【6-2 保福】

[指標]

水道事業者等における水道施設耐震化計画の策定率

23% (H27) →100% (H32)

(下水道施設の機能確保)

- 大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、流域下水道の下水道 BCP を策定するとともに、市町村の下水道 BCP 策定を促進する。また、策定した下水道 BCP に基づく訓練を行い、実効性の向上を図る。【6-3 土木】
- 流域下水道施設について、耐震診断を進め、耐震性能が不足する下水道管路や処理場等の耐震化を実施するとともに、津波対策を実施する。また、市町村管理の下水道施設について、耐震化や津波対策を促進する。【2-7, 6-3 土木】

機能強化を図る。【1-6 直轄】

- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)で配信される情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、市町村における防災行政無線や音声告知端末、緊急速報メール等、プッシュ型※の多様な伝達手段の確保、J-ALERT との自動連動を促進する。また、県中継所の施設の提供や技術的助言により、同報系市町村防災行政無線の整備を支援する。 【1-6 直轄】

※プッシュ型情報伝達：情報の受け手である住民の意思にかかわらず、一方的に情報を届けること。

- メールやSNSを活用した効果的な災害広報に努めるとともに、平時から適切な避難行動や必要な防災情報の理解など、住民の防災意識の向上を図り、防災情報の積極的な入手を促す。また、気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、地域の実情に応じて防災行政無線(同報系)、告知端末、おかやま防災情報メール、緊急速報メール、SNS、災害情報共有システム(Lアラート)等、防災情報の伝達手段の多様化・効率化を推進し、災害時の情報伝達体制の充実を図る。【1-3, 1-6, 4-2 直轄、総合】



- 災害時に孤立する可能性のある集落等について、市町村との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化、家庭、集落単位での備蓄を促進する。また、通信事業者と連携して避難所への特設公衆電話の設置を促進し、避難所の通信環境の整備を図る。【2-2 直轄】

- 国直轄を含めた県内のダム等施設の放流情報を、おかやま防災ポータルホームページ、おかやま防災情報メール等を通じて住民へわかりやすく情報提供する。【1-6 土木、農林】

- 岡山情報ハイウェイは、県・市町村の行政ネットワークだけでなく、インターネット接続業者や放送事業者などの通信経路としても利用されている重要なインフラであるため、回線切断に備えて経路を多重化しているほか、関連施設の浸水対策、停電電源装置の整備など、安全性強化策を平成26年度までに実施済みであるが、今後も機能維持のための計画的な機器更新を実施する。【4-2 県民】

- 市町村等の庁舎や災害時に避難場所となる公共施設を中心に公衆無線LANを整備しているが、住民が災害時にスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、災害時の認証の簡略化など利便性の向上について検討を進める。【4-2 県民】

- 大規模災害により岡山情報ハイウェイの断線が広範囲に及んだ場合には、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)との協定に基づき、超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)の衛星回線を活用してインターネット接続を行う計画であり、必要な衛星回線機器の運搬等、早期復旧に向けた対策の検討を進める。【4-2 県民】



(衛星回線接続用アンテナ)

- 通信事業者は、計画的に関連施設の耐災害性の向上に取り組むとともに、平時から被災

時の早期復旧に必要な資材、人員の確保や電気事業者等との連携強化等に努め、災害時の通信確保に努める。【4-1 直轄】

[指標]

停電時に 72 時間稼働可能な県防災行政無線施設の割合	56% (H27) → 100% (H32)
防災行政無線等、プッシュ型の情報伝達手段を整備している市町村の割合	59% (H26) → 78% (H32)
おかやま防災情報メール登録件数	37,255 件 (H26) → 70,000 件 (H32)
放流情報を提供するダム等施設数	12 施設 (H27) → 14 施設 (H32) (対象: 14 施設)
特設公衆電話の設置回線数	112 回線 (H26) → 300 回線 (H32)
岡山情報ハイウェイの光ファイバーケーブルの備蓄資材	8 本合計 4,000 メートル (H26) → 10 本合計 5,000 メートル (H32)

(徒歩帰宅者の支援)

- コンビニエンスストア等、民間事業者との協定に基づき、徒歩帰宅者に水やトイレ、道路情報等、防災情報の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等を推進するなど、都市部の関係市と連携し、支援拠点の拡大に努める。【2-5 直轄】

[指標]

徒歩帰宅者支援に関する災害時協力協定締結事業者数	11 (H26) → 16 (H32)
--------------------------	---------------------

(3) 保健医療・福祉

(災害時の医療・救護活動体制の確保)

- 被災者の救命率の向上を図るため、全ての災害拠点病院が保有するDMA T※について、隊員の養成・確保や、各病院における複数チームの保有を促進するとともに、隊員の技能維持・向上及び消防等との連携の強化を図る。【2-6 保福】

※DMAT(ディーマット): Disaster Medical Assistance Team」の頭文字をとった略称。医師、看護師、その他の医療職や事務職員で構成される。大規模災害等の現場において、概ね 48 時間以内に活動できるように専門的な訓練を受けた医療チーム。

- 県内の医療機関で対応不可能な人数の傷病者が生じた場合に、他都道府県等に傷病者を搬送するために岡山空港に設置する広域医療搬送拠点の運営を円滑に行えるよう、定期的に訓練等を実施し、DMA T・医療機関・消防等との連携の強化を図る。【2-6 保福】

- 大規模災害時に医療機関が被災した場合でも、医療提供機能を維持し、医療業務を継続できるよう、医療機関における BCP の策定を促進する。【2-6 保福】
- 発災時に医療従事者を確保するため、岡山県医師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づく医療救護班の派遣要請等を迅速に行うことができるよう、訓練等を通じて連携の強化を図る。【2-6 保福】

- 医薬品等を迅速かつ円滑に被災地内の救護所等に供給する事態の発生を想定し、医薬品等が円滑に調達できるよう相互の緊急連絡や情報交換等に関し訓練を実施し、関係団体との連携の強化を図る。【2-6 保福】
- 陸路の閉塞時や島しょ部においては、ヘリコプターを活用することで救急搬送をより効果的に行うことができることから、災害時に迅速・適切な傷病者搬送等を行うため、平時から関係機関との連携の強化を図る。【2-6 直轄、保福】
- 災害時に電力供給が途絶した場合でも災害拠点病院等が保有する自家発電機によって病院の基本的な機能を維持することができるよう、医療機関における燃料の備蓄を促進する。【2-4 保福】
- 災害時にエネルギー供給が長期にわたり途絶した場合でも、DMA Tが行う救急医療活動や広域医療搬送拠点の運営等に支障が生じないように、可搬式の発電機やバッテリーの整備、非常用電源の確保を促進する。【2-4 保福】
- 国の補助制度を活用し、医療・救護機関における実情やニーズに合わせ、太陽光発電など自立・分散型エネルギーによる非常用電源の導入を促進する。【2-4 環文】

[指標]

災害拠点病院におけるDMA Tの複数チームの保有率	70% (H27) → 100% (H32)
DMA T・医療機関・消防等が参加する訓練等の実施	1回 (H27) → 1回 (毎年)

(医療・福祉施設の耐震化等)

- 医療施設の倒壊等により、被災者等への医療を提供できなくなることがないように、災害拠点病院や災害時に重要な役割を担う地域の中核病院等の耐震化を促進する。【1-2, 2-6 保福】

- 社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。【1-2 保福】

[指標]

災害拠点病院等耐震化率	44.4% (H26) → 80% (H32)
社会福祉施設等の耐震化率	82.7% (H25) → 86.3% (H25 全国平均耐震化率) (H32)

(避難誘導体制の確保)

- 津波や土砂災害による被害の発生が予想される医療機関や社会福祉施設等での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の促進等により、災害時の避難誘導体制の確保を促進する。【1-3, 1-5 保福】

(要配慮者対策)

- 大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び

迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、岡山県社会福祉協議会を中心とした、福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制の構築を促進する。【1-6 保福】

- 視聴覚に障害のある人に対して、避難所までの移動ルートや避難方法等が確実に伝達できるように情報伝達方法の多様化を促進する。【1-6 保福】
- 市町村が進めている「福祉避難所(避難行動要支援者向けの避難所)」の整備等について、市町村が災害発生時に適切な福祉避難所の開設及び運営を行い、避難行動要支援者を受け入れられるよう、受入体制の充実を促進する。また、一般の避難所についても、避難行動要支援者の一次避難先としての利用も想定した運営マニュアルの整備等を促進し、避難者の生活環境の確保に努める。【1-6 保福、直轄】

[指標]

福祉避難所の防災訓練等実施市町村数	
0 市町村 (H26) → 14 市町村 (南海トラフ地震対策の推進地域) (H32)	
避難所運営マニュアルの作成市町村数	10 市町村 (H26) → 27 市町村 (H32)

(感染症対策の推進)

- 県内に1箇所設置している予防接種センターの運営や広報活動を通じ、予防接種に関する普及啓発活動を行うことにより、災害時の感染症のまん延防止を図る。【2-7 保福】
- 避難所施設における感染症のまん延を防止するため、市町村において、避難所施設の適切な消毒等、感染症のまん延防止措置を盛り込んだマニュアル等を策定する等の取組を促進する。【2-7 保福】

[指標]

避難所開設マニュアル等に感染症対策を盛り込んだ市町村数	0 (H27) → 27 市町村 (H32)
-----------------------------	------------------------

(4) 産業

(企業の事業継続計画 (BCP))

- 東日本大震災の教訓や南海トラフ地震の被害想定などを踏まえて、災害発生後の早期復旧及びサプライチェーン確保のため、事業継続に向けた中小企業の BCP 策定を促進しているが、今後、個別企業の BCP の実効性を一層向上させるとともに、県外企業との業務提携や災害発生時相互支援協定の締結等の促進、さらには企業連携型 BCP の策定を支援することにより、災害発生時におけるバックアップ機能の強化と事業継続能力の一層の向上を図る。【5-1 産労】

[指標]

県内中小企業の BCP 策定率	
製造業 8.2%、小売・卸売業 7.0% (H27) → 製造業 15%、小売・卸売業 10% (H32)	

(コンビナート防災体制の強化推進)

- コンビナートを構成する主要事業所に対し、災害時 BCP 策定を促し、被災時の被害拡大の防止、事業継続能力の一層の向上を図る。【5-3 直轄】



(水島工業地帯)

- 災害により水島コンビナートに立地する企業の操業に甚大な影響が及ぶことのないよう、保安・防災部門、土木部門、産業労働部門等の県関係部局が連携し、水島コンビナートの強靱化を促進する。【5-3 直轄、関係部局】



(水島コンビナート防災訓練)

- コンビナート防災については、関係機関との連携を図りながら、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や総合防災訓練の実施を通じて事故防止を図っており、引き続き、計画的な防災資機材の整備や総合防災訓練を定期的実施するとともに、平成 24 年度の防災アセスメント結果を踏まえた各事業所での取組のフォローアップなど、関係機関との緊密な連携による防災体制の強化を図る。【5-3, 7-2, 7-5 直轄】

- 高圧ガス設備の管理について、既設耐震設計構造物の通達基準への適合指導及び重要度の高い既設耐震設計構造物の現行基準への適合指導を実施するとともに、関係機関と連携し、保安検査体制の強化などを通じて、コンビナート防災体制の充実を図る。【7-2, 7-5 直轄】

[指標]

BCP を策定した特定事業所※の割合	50% (H26) → 95% (H32)
※特定事業所：石油、高圧ガス等の貯蔵・取扱・処理量が、政令で定める一定量以上の事業者等	
コンビナート防災訓練実施回数	1 回 (H27) → 1 回 (毎年)
高圧ガス施設の通達基準適合率	98.7% (H26) → 100% (H32)

(工業用水道施設機能の確保)

- 工業用水は、産業活動にとって欠かすことのできない重要な役割を果たしていることから、地震等の災害発生時においても企業へ工業用水を配水できるよう、送・配水管について計画的に耐震化対策を実施する。【6-2 企業局】



(工業用水配水管の更新・高密度ポリエチレン管の布設例)

[指標]

水島工業用水道事業施設（送・配水管）の耐震化率	68% (H26) → 80% (H32)
-------------------------	-----------------------

(金融支援)

- 県制度融資に、事業継続計画（BCP）策定や防災対策に必要な資金に対する「事業継続対

策資金」、被災企業の運転資金・設備資金に対する「経済変動対策資金」を設けており、支援が円滑に行われるよう制度の周知を図る。【5-1 産労】

- 災害救助法が適用された場合に、金融当局からの特別措置の要請に基づき、罹災した地域住民の生活資金の確保及び企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む。【5-6 産労】

(地域の経済力の強化)

- 大規模自然災害発生後であっても、経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い県内企業の育成に平素から取り組む。【5-1 産労】

(5) 交通・物流

(道路交通基盤の整備)

【重】 南海トラフ地震等の大規模災害等の発生時において、広域支援連携の交通基盤となる中国横断自動車道岡山米子線を含む高速道路の4車線化ネットワークが必要であり、関係市町村や関係団体との連携を強化し、国やNEXCO等に対して引き続き事業化を働きかける。また、高速道路を補完する地域高規格道路や国直轄の道路について、国や岡山市等と連携しながら、引き続き未供用区間の整備を進める。【5-5 土木】



(美作岡山道路)

【重】 災害発生時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国県道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路網のリダンダンシー強化（多重化）を推進する。【5-5 土木】

【重】 緊急輸送道路や危険度の高い箇所に防護柵等を設置するなど、落石・崩土危険箇所の解消に取り組む。【5-5, 6-4 土木】



(落石防護柵の設置)

- 災害発生時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化対策を推進する。【1-1, 5-5, 8-4 土木】



(橋梁の耐震化)

- 災害時の避難、緊急物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路路面等の落石・崩土を防止する道路防災対策やトンネルの機能維持対策、路面下空洞調査の実施、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備を効率的・効果的に推進する。【1-1, 3-2, 4-1, 5-5, 8-4 土木】

- 災害発生時に地域交通ネットワークが分断され、防災拠点や物流拠点へのアクセスに支障が生じる事態を回避するため、地域交通ネットワークを構成する国道、県道、市町村道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める。

【2-2, 6-4 土木】

- 中山間地域の交通難所の解消に向け効率的な道路整備に努めているが、災害発生時には集落へ接続する道路が通行不能となり、多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生が懸念されるため、市町村道や農林道等の管理者と連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い交通難所から計画的に整備を進める。



(交通難所の解消)

【2-2 土木】

[指標]

地域高規格道路・国直轄道路の追加供用延長	2.3km (H27) → 22.4km (H27～H32)
緊急輸送道路とその代替路、物流拠点へのアクセス道路の追加供用延長	4.9km (H27) → 25.0km (H27～H32)
緊急輸送道路防災対策率	36% (H26) → 60% (H32)
落橋等の甚大な被害を防止する対策を実施した橋梁数	230 橋 (H27) → 245 橋 (H32) (対象：要対策橋梁数 318 橋)
新基準によるトンネル点検実施本数	0 本 (H26) → 83 本 (H32) (対象：83 本) (県独自基準による点検は H26 に終了済)
電線共同溝の設置延長	1km (H26) → 7km (H32)
中山間地域の交通難所解消箇所数	63 箇所 (H27) → 285 箇所 (H27～H32)

(早期の道路啓開、復旧)

- 【重】 緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-2, 2-4, 4-1, 5-2, 6-4 土木】

- 「大規模災害発生時における支援協定」の締結団体との連携の強化、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保を図る。【8-2 土木】

(公共交通の機能確保)

- 公共交通機関における施設、設備の対災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。【2-5, 5-5, 6-4 直轄、県民】
- 南海トラフ地震や断層型地震はもとより、国が定めている「空港土木施設耐震設計要領」に基づき想定される地震に備え、空港施設の耐震対策を実施し、岡山空港の機能確保を図る。【2-6, 8-4 県民】

- 災害発生時に海上交通手段が寸断され、島しょ部の住民が孤立化することを防ぐため、島しょ部を有する市と連携し、海上交通手段の確保に努める。また、離島航路の発着となる県管理港湾・漁港の係留施設等の適正な維持管理を行うとともに、関係市と連携し、市管理港湾・漁港の適切な管理を促進する。【2-2 県民、土木、農林】

(交通管制機能の維持)

- 停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備箇所を拡大していくとともに、交通情報板や交通監視カメラの計画的な更新を進め、老朽化による機能喪失を防止し、災害時の信号機の機能維持、交通情報収集・提供体制の確保を図る。【3-2, 5-2, 5-5, 6-4 警察】
- 災害時においても、道路通行規制システムにより道路利用者へ道路規制情報を提供できるよう、災害によるシステム障害の防止策を検討し、対策を実施する。【5-5 土木】

[指標]

信号機電源付加装置新設・更新数	20 箇所 (H23～H27) → 25 箇所 (H28～H32)
交通情報板新設・更新数	8 箇所 (H23～H27) → 8 箇所 (H28～H32)
交通監視カメラ新設・更新数	6 基 (H23～H27) → 10 基 (H28～H32)
道路通行規制システムのバックアップ機	未設置 (H27) → 設置 (H32)

(道の駅への防災機能の付加)

- 地震等の災害発生時に、道の駅を被災者・帰宅困難者の一時避難場所や救援物資・水等の配給施設等として活用するため、各道の駅の施設規模や立地条件、市町村地域防災計画での位置付け等を踏まえ、設置者である市町村と協議しながら、非常用電源の確保、道路規制情報・被災情報の提供、救援物資の備蓄等が行えるよう防災機能の付加に取り組む。【2-1, 2-5 土木】

[指標]

何らかの防災設備を整備した道の駅数	5 (H26) → 13 (H32) (対象: 13)
-------------------	-----------------------------

(港湾施設の機能確保)

- 海上輸送の拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、海上輸送機能の停止に陥らないよう、計画的な航路・泊地の浚渫等、港湾施設の整備を推進する。【5-4, 6-4 土木】
- コンビナート周辺の港湾施設について、被災時に機能不全に陥らないよう、定期的な点検診断や老朽化対策など、適正に維持管理するとともに、民有施設についても適正に管理されるよう指導を行う。【5-3 土木】
- 海上輸送の拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、港湾施設の被災による海上輸送機能の停止を防止するため、国際拠点港湾、重要港湾の BCP 策定を推進する。【5-4, 6-4 土木】

[指標]

耐震強化岸壁の整備バース数	4 (H27) → 5 (H32)
国際拠点港湾・重要港湾における BCP 策定数	0 (H27) → 3 (H28) (対象: 3)

(放置艇対策)

- 港湾・漁港・河川それぞれの水域管理者と連携し、「放置等禁止区域」の段階的な指定や沈没船の撤去等を行うとともに、マリーナをはじめとする適正な場所にプレジャーボートを移動保管させるための誘導策を講じる。【7-2 土木】

[指標]

放置艇数	6,164 隻 (H26) → 4,500 隻 (H32)
------	-------------------------------

(6) 農林水産

(農業水利施設等の保全)

- Ⓐ 雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、県や市町村が造成した排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策の実施、市町村が管理する排水路の適切な維持管理により、農業水利施設の排水機能を確保する。【1-4 農林】



(排水機の整備・補修)

- 決壊した場合に下流に甚大な被害を及ぼす恐れのあるため池についてハザードマップを作成し、市町村や住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。【7-4 農林】

[指標]

県が造成した排水機場の機能保全計画	策定率 37%、保全対策実施率 21% (H26) → 46%、42% (H32)
2ha 以上のため池一斉点検数	4,074 箇所 (H26) → 4,192 箇所 (H32)
防災重点ため池ハザードマップ作成数	2 箇所 (H26) → 229 箇所 (H32)

(農業生産基盤の整備等)

- 食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や用排水路などの農業生産基盤の整備を計画的に実施する。【7-6 農林】

(農地・農業用施設の保全)

- 農業生産に不可欠な農業用水の安定供給に必要な水路やため池などの機能は、地域での共同活動により維持されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、共同活動支援制度を広く啓発し、取組の維持・促進を図る。

【7-6 農林】

[指標]

共同活動支援制度の活用率

18.3% (H27) → 32.4% (H30)

(交通基盤の確保)

- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生防止や地域交通ネットワークを担う農道の整備を引き続き推進する。特に農道橋や農道トンネルの点検・診断を実施し、適正な維持管理や保全対策を進める。【2-2, 5-7, 6-4 農林】



(農道橋の点検)

- 林道橋等の老朽化により生ずる被害を未然に防止するため、市町村が実施するインフラ長寿命化計画等に基づいた調査・点検を支援し、計画的な保全整備を推進する。【6-4 農林】

[指標]

農道橋（延長 15m 以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率

96% (H26) → 100% (H30)

林道橋点検実施率

22% (H26) → 100% (H32)

(間伐の推進)

- 山地災害を未然に防止するため、「おかやまの森づくり 間伐推進 5 カ年計画」に基づき荒廃したスギ・ヒノキ人工林の計画的な間伐を実施する。【7-6 農林】



(間伐の実施)

[指標]

間伐の実施面積

10,380ha (H25～H26) → 27,000ha (H25～H29)

(7) 国土保全・土地利用

(土砂災害警戒区域等の指定)

- 【重】 土砂災害から県民の生命・身体の安全を確保するため、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害のおそれのある区域について平成 31 年度を目処に調査を完了し、特別警戒区域の指定を順次行う。【1-5 土木】

- 土砂災害による被害の発生が予想される医療機関、社会福祉施設、学校等の所在地や災害情報の伝達等に関する事項を市町村地域防災計画に定める。また、医療機関や福祉施設での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の促進や、学校における学校種や児童生徒の発達段階等を踏まえた防災教育、避難訓練の実施を通じ、児童・生徒の防災意識を高め、災害時の適切な避難行動を確保する。【1-5 土木、保福、教育】



(学校での砂防教室)

[指標]

警戒区域指定箇所数	11,978 箇所 (H26) → 12,568 箇所 (H27) (対象: 12,568 箇所)
特別警戒区域指定箇所数	375 箇所 (H26) → 6,000 箇所 (H32)

(土砂災害危険箇所の解消)

- 土砂災害から県民の生命・財産を守り、身近な暮らしの安全を確保する目的で、土砂災害危険箇所のうち、緊急性の高い箇所から順次、施設整備を推進する。【1-5 土木】



(砂防施設の整備)

[指標]

土砂災害危険箇所のうち緊急度の高い箇所（保全人家5戸以上等）の整備状況等
1,532 箇所 (26.9%) (H26) → 1,575 箇所 (27.7%) (H32)

(大規模盛土造成地調査)

- 大規模地震時等に地滑りや崩壊により大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その位置と規模を把握する必要があるため、県は、岡山市及び倉敷市を除く県下全域において調査を計画的に実施するとともに、岡山市及び倉敷市の取組が促進されるよう支援する。【1-1 土木】

[指標]

大規模盛土造成地調査完了率	0% (H27) → 100% (H32)
---------------	-----------------------

(海岸保全施設の整備・保全)

- 南海トラフの巨大地震による津波高等を踏まえ平成26年3月に改訂した「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、高潮対策に加え地震・液状化を考慮した海岸保全施設の整備を計画的に推進する。【1-3, 1-4, 7-2, 8-5 土木、農林】



(海岸保全施設の整備)

[指標]

護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数
1,169ha、11,697 戸 (H26) → 1,983ha、21,050 戸 (H32)

(河川管理施設の整備・保全)

- 洪水被害を未然に防ぐため、これまでに起きた最大規模の洪水や過去の水害発生状況を踏まえ、計画的な河川改修を進める。【1-4 土木】

- 地震後の災害発生を防ぐため、河川堤防の耐震点検を進める。中でも南海トラフを震源とする巨大地震によって液状化が起こるおそれが高い地盤上にある堤防の点検に最優先に取り組む。【8-5 土木】



(河川改修による川幅の拡張)

- 県管理河川の除草作業についてはアダプト団体が重要な役割を果たしており、高齢化・過疎化により活動人員の確保が困難となることが見込まれるため、将来に向けた対策を検討する。【7-4 土木】



(アダプト団体の活動)

[指標]

流下阻害横断構造物や河道拡幅の改修箇所数	0 箇所 (H26) → 10 箇所 (H32)
堤防耐震点検区間数 (対象：最優先点検区間 28 区間)	0 区間 (H26) → 28 区間 (H32)
おかやまアダプト推進事業への参加人数 (河川関係以外の道路関係等の団体を含む)	約 45,000 人 (H26) → 50,000 人 (H32)

(児島湖流域等での内水排除)

- 児島湖流域等、地勢面で脆弱性を抱える県南の低平地においては、過去の災害教訓を踏まえ、県、国、市町村等が緊密に連携して計画的かつ効果的に内水排除を実施する必要があるため、関係行政機関及び関係団体等との連絡会議の開催を通じて、平時から必要な情報共有や対策の検討を行うとともに、大雨が予想される際の事前の児島湖の水位調整や連絡体制の強化、各機関が所管する排水機場整備等の計画的な整備を実施する。【1-4 農林、土木】

(災害リスクの周知)

- 〔国〕 平成 27 年の水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水による浸水想定区域及び想定し得る最大規模の高潮を前提とした浸水想定区域を指定し、関係市町村への情報提供を行い、警戒避難体制の整備を促す。また、想定し得る最大規模の降雨を前提とした雨水出水による浸水想定区域の見直しを行う市町村に対して適切な助言を行う。

【1-6 土木】

- 土砂災害、洪水、津波や内水氾濫による被害を最小化するため、市町村において、ハザードマップを作成するとともに、住民等への周知と避難訓練などにより、適切な避難行動の確保を行う。【1-6 土木、直轄】

[指標]

水防法改正に伴う洪水ハザードマップ見直し・整備市町村数 (対象：27 市町村)	0 (H27) → 15 市町村 (H32)
水防法改正に伴う内水ハザードマップ見直し・整備市町村数 (対象：21 市町村)	0 (H27) → 21 市町村 (H32)
水防法改正に伴う高潮ハザードマップ見直し・整備市町村数 (対象：8 市町村)	0 (H27) → 8 市町村 (H31)

(担い手育成・人材確保)

- 土木専門学科を有する高等学校生徒の建設業でのインターンシップ受入れ増加に向けた

取組を推進する。【8-2 教育】

- 建設産業が道路や河川など社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行う重要な産業であることを広く県民に周知するとともに、学校や関係団体等と連携し、土木・建築系学生等の建設産業への入職を促進する。【8-2 土木】
- 大規模災害が発生した場合において、市町村の技術職員が不足し、技術力の低下が懸念されることが想定されるため、県土木職 0B で構成する「岡山県災害エキスパート隊」を市町村からの派遣要請に基づき派遣し、公共土木施設の災害復旧事業の技術的な支援活動を実施する。【8-2 土木】

[指標]

土木・建築系高校からの就職者のうち建設産業への入職率※	44% (H26) → 50% (H32)
※入職率：土木・建築系高校からの全就職者のうち建設産業に就職した人の割合	

(8) 環境

(災害廃棄物の処理)

- ☐ 災害廃棄物対策指針に基づき県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、災害廃棄物処理計画を未策定の市町村に対しては、研修会の実施等により策定を支援し、また、定期的な訓練や演習を通じて、実効性のある計画となるよう改善を促す。【8-1 環文】

[指標]

災害廃棄物処理計画の策定市町村数	5 市町村 (H26) → 19 市町村 (H32)
------------------	----------------------------

(環境保全)

- 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することから結果的に有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、引き続き構造基準等の遵守を指導する。また、有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の強化を図る。【7-5 環文】
- 市町村と連携した補助事業の実施により、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進する。【6-3 環文】
- 毒物・劇物保有事業者に対し、災害による大規模拡散や流出防止に必要な資機材の整備や訓練等の実施を促す。また、水島コンビナートにおいては、計画的に応急対策用資機材の整備を行うとともに、事業者に対し、高圧ガス施設の耐震性の確保、南海トラフ地震を想定した訓練等の実施を促す。【7-5 直轄、保福】

[指標]

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換数

153 基 (H25) → 340 基 (H32)

(原子力関連施設の防災体制)

- 人形峠環境技術センターにおける原子力災害に対処するため、定期的に防災訓練を実施し、防災関係機関の対応能力向上並びに連携強化を進めるとともに、災害の特殊性に応じ、放射線測定器や防護服等、資機材の整備・管理等を行い、原子力防災体制の強化を図る。【7-5 直轄】



(原子力防災訓練)

- 人形峠環境技術センターの原子力災害発生時における、地域住民の被ばく低減を図るため、防護措置判断のための情報収集等を目的とする緊急時モニタリング体制の強化・充実を図る。

【7-5 環文】



(スクリーニング訓練)

[指標]

原子力防災訓練の実施回数

1 回 (H26) → 毎年 1 回

原子力災害対策指針の改正に伴う緊急時モニタリング計画の見直し

暫定版作成 (H26) → 緊急時モニタリング計画 (正式版) の作成 (H32)

<横断的分野の推進方針>

(1) リスクコミュニケーション

(普及啓発・自主防災活動の活性化)

- Ⓔ 県及び市町村が連携し、住民に対し、平時からの身近な災害リスクの認識や避難場所等の確認、防災用語の理解、避難勧告等の発令時にとるべき適切な避難行動等を様々な機会を捉えて多様な手段で積極的に普及啓発し、「自らの安全は自らで守る」防災意識を高め、安全な避難を確保する。【1-3, 1-5 直轄】



(地域の危険箇所の点検)

- Ⓔ 自主防災組織を核とする地域での自発的な共助の取組を促進するため、県及び市町村が連携し、自主防災組織の組織化を推進するとともに、住民主体の避難訓練や危険箇所の点検等、平時からの活動の活性化を促進し、組織機能の発揮による住民の安全確保を図る。また、自主防災活動や避難所運営等への女性の参画を促す。【1-3, 1-5, 8-3 直轄】

- 防災週間等、あらゆる機会での取組を通じ、住民に「3 日以上、推奨 1 週間」分の食料・水、その他の生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進する。【2-1, 2-2 直轄】



- 帰宅困難者の大量発生による混乱を避けるため、駅周辺の事業所に対し、従業員や顧客の「むやみな移動開始」を抑止し、交通機関の運航状況の確認や家族間での安否確認を優先するとともに、従業員等の一時滞り場所や食料・水の提供等について平時から備えるよう、県、市及び防災関係機関が連携して周知、協力要請を行う。【2-5 直轄】
- 市町村は、オフィス・商業ビル等の管理者に、消防用設備等の適正な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実について働きかけを行い、県は住宅用火災警報器の設置や感震ブレーカー、LP ガス放出防止装置の設置などに関する火災予防啓発活動について市町村と連携して取り組む。【7-1 直轄】

〔指標〕

県民満足度等調査での「避難場所・避難経路の確認」実施率	30.3% (H26) → 40.2% (H32)
自主防災組織率	64.4% (H26) → 82.0% (H32)
県民満足度等調査での「非常食や水の備蓄」実施率	40.3% (H26) → 44.4% (H32)
住宅用火災警報器設置率	60.7% (H26) → 81.0% (H32)

（要配慮者対策）

- 市町村における避難行動要支援者名簿の整備を促進し、行政（危機管理部門、保健福祉部門等）と地域関係者が密接に連携して平時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。【1-6 直轄、保福】
- 県内の在住外国人の生活面の支援を行う「地域共生サポーター」や、通訳、翻訳により外国人を支援する災害救援専門ボランティア（外国語通訳・翻訳ボランティア）を養成するとともに、スキルアップ研修会等を通じ、外国人被災者への迅速かつ円滑な災害救助活動を実施する体制づくりを整備する。【1-6 県民】
- 観光施設における災害対応力の向上を図るため、観光施設を管理する市町村等による実践的な避難訓練の実施や避難誘導マニュアルの整備を促進する。【1-6 産労、関係部局】

〔指標〕

避難行動要支援者名簿作成市町村数	11 市町村 (H27) → 27 市町村 (H28)
地域共生サポーター研修修了者数(累計)	305 人 (H26) → 400 人 (H32)
災害救援専門ボランティア（外国語通訳・翻訳ボランティア）研修修了者数（累計）	357 人 (H26) → 450 人 (H32)

（災害時のボランティア活動の推進）

- 〔国〕 県が主体となって、災害救援専門ボランティアの種類ごとに新規登録の推進を行うとともに、既登録者のレベルアップを図るため、実践型訓練を行う。【8-3 県民】
- 災害時に被災地でボランティアの受入れを行う各市町村社会福祉協議会、及び県全体の災害ボランティアを統括する県社会福祉協議会を中心に、関係機関が協力して災害ボラン

ティア活動を支援する。【8-3 県民】

- 「災害時における被災者支援ボランティアに関する協定」締結の大学と協力し、大学生のボランティア意識の向上と災害ボランティア活動の円滑化を図るための研修会を開催する。【8-3 県民】
- 災害発生時の避難場所や被災を免れた地域の安全確保には、防犯ボランティア等の自主的な活動が必要であることから、地域の防犯ボランティアのスキルアップのため、ボランティアを対象とした研修会等を開催し、平素から活動促進を図る。【8-3 県民】

[指標]

災害救援専門ボランティア新規登録者数	167 名 (H26) → 500 人 (H28～H32 累計)
大学生災害ボランティア研修会参加大学	8 大学 (H26) → 10 大学 (毎年)
防犯ボランティアを対象とした研修会等の累計受講者数	1,037 人 (H26) → 1,600 人 (H32)
刑法犯認知件数	17,209 件 (H26) → 13,000 件 (H31)

(防災教育・啓発等)

【重】 学校近隣の災害リスクを考慮した学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育を継続的に実施し、大規模災害発生時の適切な避難行動を確保する。【1-3 教育】

- 指定モデル校園において実施している新たな防災教育の指導・教育手法の開発や、緊急地震速報等を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育の成果の県内への普及を図る。また、地域住民の参画を得て、学校などの避難所での生活や各自の役割等を体験する防災キャンプを実施することにより、青少年の防災教育及び地域の絆づくりを推進する。【1-3 教育】



(防災マップの学習)

- 災害発生時の救援活動等の実践力を身に付けるための研修を計画的に実施し、社会貢献できる人材の育成を推進する。【1-3 教育】
- 大規模災害発生時に、児童生徒等が帰宅困難となった場合の心のケア、食料の確保、宿泊の対応等、学校園に長期間滞在することを想定した対策について、関係者で協議・検討を進める。【2-5 教育】



(学校での搬送訓練)

[指標]

緊急地震速報音を活用した抜き打ち避難訓練の実施
小学校 19%、中学校 13%、高等学校 59% (H26) → 小学校、中学校、高等学校 100% (H32)

(2) 老朽化対策

(公共土木・農林水産施設の長寿命化)

【重】 今後急速に老朽化する公共土木・農林水産施設について、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化、さらには施設の有効活用を図るため、長寿命化計画を策定し、戦略的な維持管理等を推進する。【1-5, 5-4, 7-4, 8-4 土木, 7-2, 8-5 土木・農林】

(公共土木・農林水産施設の個別対策)

○ 橋梁の老朽化に伴う道路ネットワークが機能不全に陥らないよう、岡山県道路橋梁維持管理計画に基づく計画的な点検、補修により、長寿命化対策を推進し、機能を維持する。【8-4 土木】



(樋門の巻き上げ装置の整備)

○ 河川の防潮水門・排水機場、水門等の老朽化対策を、長寿命化計画に基づき順次進める。【7-2, 7-4 土木】

○ 県営住宅については、長寿命化計画に基づき、アセットマネジメント手法を活用した維持管理を行っており、耐震診断基準のあるものについては耐震診断、耐震補強を実施済みであるが、今後、増加する老朽化した住棟に対して、戦略的な維持管理を行う。【1-1 土木】

○ 県が造成した基幹農業水利施設について、造成から長年が経過して老朽化しているため、機能診断とそれに基づく機能保全計画を策定し、計画的な長寿命化対策により、基幹農業水利施設の機能を確保する。【6-2, 7-4 農林】

○ 農業集落排水施設等は、供用開始後の経年により施設の老朽化が進行していることから、施設管理者である市町村の機能診断を促進し、適時、適切な施設の修繕及び更新を計画的に進める。【6-3 農林】



(農業集落排水施設の点検)

○ 老朽ため池について、決壊による被害を未然に防止するため、市町村が実施した一斉点検及び毎年実施する点検結果等を基に、危険度や優先度、必要性を総合的に判断し、計画的に整備を進める。【6-2, 7-4 農林】

○ 砂防関係施設の計画的かつ効率的な点検を実施し、機能及び性能の変化状況を的確に把握した上で、維持、修繕、改築、更新などの対策を着実に実施する。【2-2 土木】

○ 治山施設の老朽化により生ずる被害を未然に防止するため、原則設置後 10 年以上経過した施設の調査・点検を実施し、対策が必要な施設については、緊急度等を考慮した上で計画的な整備を図る。【2-2, 7-4 農林】



(治山施設の補修・機能強化)

- 今後増加する老朽化した下水道施設のライフサイクルコストの最小化及び予算の平準化を図るため、流域下水道施設については、長寿命化計画に基づき、計画的な長寿命化対策を実施するとともに、市町村下水道施設についても、長寿命化対策を促進する。【6-3 土木】
- 岡山空港維持管理・更新計画等に基づき、空港施設の老朽化対策を着実に実施し、岡山空港の機能確保を図る。【2-6, 8-4 県民】

[指標]

県管理公共土木施設の長寿命化計画の策定	8計画 (H26) → 全20計画 (H30)
県管理公共農林水産施設の長寿命化計画の策定	38 計画 (H26) → 94 計画 (H31)
長寿命化対策を実施した橋梁数 (対象 : 533 橋)	210 橋 (H27) → 453 橋 (H32)
防潮水門・排水機場の長寿命化対策の実施施設数 (対象 : 9 施設)	5 施設 (H26) → 8 施設 (H32)
水門等の長寿命化対策実施施設数 (対象 : 315 施設)	6 施設 (H26) → 82 施設 (H32)
基幹農業水利施設の機能保全計画	
策定率 17%、長寿命化対策実施率 7% (H26) →	21%、16% (H32)
農業集落排水施設 (供用開始後 20 年経過) の機能診断実施率	36% (H26) → 100% (H32)
治山施設の調査・点検箇所数	0 箇所 (H26) → 3,000 箇所 (H32)
下水道処理場長寿命化計画策定施設数 (対象 : 71 箇所)	25 箇所 (H26) → 35 箇所 (H32)
下水道ポンプ場長寿命化計画策定施設数 (対象 : 96 箇所)	23 箇所 (H26) → 36 箇所 (H32)
岡山空港電源施設の全面更新	未完了 (H27) → 完了 (H30)

(県・市町村施設の老朽化対策)

- 【重】 老朽化が進む県有施設について、ライフサイクルコストに着目した計画的な点検・修繕・更新を行うとともに、行政需要の減少した施設については総量を見直すなど、必要な行政機能の維持、施設の安全性の確保及び財政負担の軽減のいずれもが持続的に両立するための総合的計画を策定し、これに沿った施設マネジメントを実施する。【1-2, 3-3 総務】

- 老朽化が進む市町村施設について、全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な配置を実現するため、各市町村における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。【3-3 県民】

[指標]

県公共施設等総合管理計画及び個別計画の策定	
未策定 (H27) → 策定 (総合管理計画 : H28、個別計画 : H32)	
公共施設等総合管理計画策定済市町村数	0 (H26) → 27 市町村 (H28)

第5章 計画の推進

1 取組の重点化

ハード・ソフトの適切な組み合わせや効率的な施策の推進など、第1章に定める基本的な方針を踏まえ、限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に県域の強靱化を推進するため、基本計画との調和を保ちつつ、本県が直面する大規模自然災害のリスクを回避する上での影響の大きさや緊急度などの視点を総合的に勘案し、下表のとおり各施策分野の重点化事項を定める。

(重点化の視点)

効果の大きさ	災害リスクを回避する上での影響・効果の大きさ 〔 対策を講じない場合に、想定される自然災害の発生時において、人命の保護や社会の重要機能の維持等にどの程度重大な影響を及ぼすか、など 〕
緊急性・切迫性	災害リスクに対する緊急性・切迫性の度合い 〔 想定される自然災害から人命の保護や社会の重要機能の維持等を図る上で、どの程度、差し迫った災害リスクや対策実施に緊急性があるか、など 〕
施策の進捗状況	全国的な水準や目標等に対する進捗の状況 〔 対策に係る指標（全国的な水準や目標値）等に照らし、どの程度、対策の進捗を向上する必要があるか、など 〕
平時の活用	災害時のみならず、平時における活用の有効性 〔 想定される自然災害の発生時のみならず、社会インフラの老朽化対策や地域活性化など、平時の課題解決にも有効に機能するものか、など 〕
国全体の強靱化への貢献	国全体の強靱化に対する貢献の度合い 〔 国土強靱化基本計画との関係等、対策が国全体の強靱にどの程度貢献するか、など 〕

【個別施策分野の重点化事項】

(1) 行政機能／ 警察・消防	・ 県庁 BCP に基づく業務継続体制の確保 ・ 市町村業務継続計画による業務継続体制の確保 ・ 南海トラフ地震を想定した実践的な総合防災訓練の実施 ・ 南海トラフ地震の被害想定に基づく公的備蓄の計画的実施 ・ 県防災ヘリ拠点の岡山空港への移転 ・ 消防団の充実強化 ・ 耐震化による警察機能等の確保
(2) 住宅・都市／ 情報通信	・ 住宅・建築物の耐震化の推進 ・ 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の推進 ・ 吊り天井などの非構造部材を含めた市町村立学校施設の耐震化促進 ・ 県防災行政無線の省電力化、非常用発電機の長時間運転化等

(3) 保 健 医 療 ・ 福 祉	・ D M A T の充実、消防等との連携強化 ・ 関係者の連携による広域医療搬送体制の確保 ・ 災害拠点病院や地域の中核病院等の耐震化の推進
(4) 産 業	・ 中小企業における BCP 策定の促進 ・ コンビナート主要事業所における BCP 策定の促進
(5) 交通・物流	・ 広域道路ネットワークの整備等 ・ 物流拠点等へのアクセス機能の多重化 ・ 緊急輸送道路等の落石等危険箇所対策 ・ 災害時の道路啓開体制の確保
(6) 農 林 水 産	・ 排水機場等の農業水利施設の排水能力の確保
(7) 国土保全・ 土 地 利 用	・ 土砂災害警戒区域等の指定推進 ・ 海岸保全施設の計画的整備 ・ 河川の計画的整備 ・ 最大規模の降雨・高潮を想定した浸水想定区域の指定
(8) 環 境	・ 災害廃棄物処理計画の策定の推進

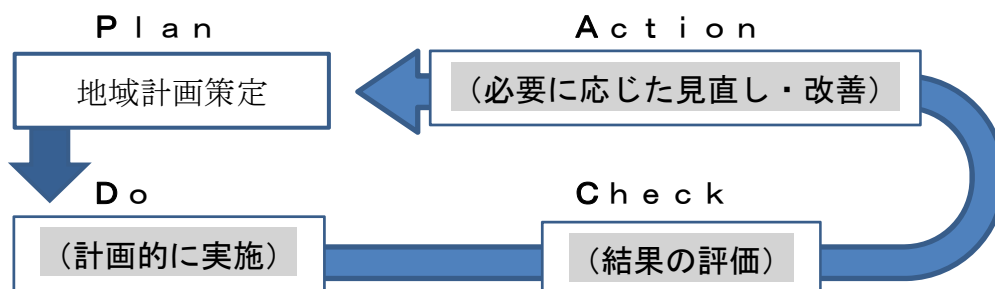
【横断的分野の重点化事項】

(1) リスクコミュニケーション	・ 「自らの安全は自らで守る」意識の高揚、安全な避難の確保 ・ 自主防災組織の組織化と活動の活性化の推進 ・ 災害救援専門ボランティアの登録推進、レベルアップ ・ 学校での災害リスクを考慮した避難訓練の実施
(2) 老朽化対策	・ 公共土木・農林水産施設の長寿命化計画の策定等 ・ 県管理施設に関する公共施設等総合管理計画の策定等

2 計画の見直し（P D C A）

地域計画策定後は、施策ごとの進捗状況を可能な限り定量的に把握し、全庁的に共有するとともに、設定した目標（別表3）の達成状況や社会状況の変化等を踏まえ、P D C Aサイクルで計画の見直しを行い、県域の強靱化を着実に推進する。

〔P D C Aサイクルのイメージ〕



(別表1)

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
		事態番号	内 容
I. 人命の保護が最大限図られる II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期的途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	県及び市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	港湾施設の被災による海上輸送の長期停滞
		5-5	基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		5-6	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-7	食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断される事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(別表2)

施策分野別の取組事項

<個別施策分野>

1 行政機能／警察・消防

取 組 事 項	
重点事項	・ 県庁 BCP に基づく業務継続体制の確保 ・ 市町村業務継続計画による業務継続体制の確保 ・ 南海トラフ地震を想定した実践的な総合防災訓練の実施 ・ 南海トラフ地震の被害想定に基づく公的備蓄の計画的実施 ・ 県防災ヘリ拠点の岡山空港への移転 ・ 消防団の充実強化 ・ 耐震化による警察機能等の確保
その他の事項	
・ 県の重要システムの業務継続体制の確保 ・ 災害時の県債務支払業務体制の確保 ・ タイムラインの考え方を取り入れた防災業務 ・ 県、市町村及び他県との相互応援体制の構築 ・ 緊急避難場所の指定、周知等 ・ 民間と連携した支援物資物流体制の構築 ・ 救急活動用燃料供給のためのマニュアル整備 ・ 緊急用LPガスの調達に係る関係者の連携 ・ 県・市町村庁舎の計画的な耐震化 ・ 県庁舎の浸水対策の強化 ・ 災害時の県ホームページの情報提供機能確保 ・ 防災拠点となる施設の非常用電源確保	・ 警察災害派遣隊の体制強化等 ・ パトロール体制の強化等 ・ 緊急消防援助隊受援計画の充実 ・ 自衛隊や海上保安庁等と連携した受援体制構築 ・ 県消防防災ヘリ搭載無線のデジタル化 ・ 孤立化を想定した県防災ヘリ訓練の実施 ・ 大規模災害発生時の県防災ヘリ等の燃料確保 ・ 火災の初期消火体制の充実 ・ 消防職員等に対する教育環境の整備 ・ 地域の実情に合わせた水防計画の策定等 ・ 事業所や市町村主体の水防訓練の実施促進 ・ 消防関係庁舎の耐震化促進

2 住宅・都市／情報通信

取 組 事 項	
重点事項	・ 住宅・建築物の耐震化の推進 ・ 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の推進 ・ 吊り天井などの非構造部材を含めた市町村立学校施設の耐震化促進 ・ 県防災行政無線の省電力化、非常用発電機の長時間運転化等
その他の事項	
・ 私立学校施設の耐震化促進 ・ 防災や減災に留意した都市づくりの促進	・ 新技術への対応を含めた防災関係システムの機能確保

・不特定多数が利用する施設への消防用設備等の適正な設置促進 ・避難所、災害復旧の拠点となる公園施設の適正な維持管理 ・水道施設の計画的耐震化の促進 ・水道施設被災時の広域支援体制整備等 ・下水道 BCP の策定及び訓練実施 ・下水道施設の耐震化等の推進 ・下水道による内水排除の促進 ・エネルギー供給施設の被害予防等 ・自立・分散型エネルギーの導入促進 ・電気・通信系統の二重化等による防災通信基盤の耐災害性の向上	・全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用した住民への迅速な情報伝達環境の整備 ・住民への情報伝達手段の多様化 ・孤立可能性のある集落等での通信確保 ・ダム等施設の放流情報のわかりやすい提供 ・岡山情報ハイウェイの機能維持 ・災害時における公衆無線 LAN の利便性向上 ・岡山情報ハイウェイの早期復旧体制の確保 ・通信関連施設の耐災害性の向上、被災時の早期復旧体制の整備 ・帰宅困難支援対策の推進
--	--

3 保健医療・福祉

取 組 事 項	
重点事項	・DMA Tの充実、消防等との連携強化 ・関係者の連携による広域医療搬送体制の確保 ・災害拠点病院や地域の中核病院等の耐震化の推進
その他の事項	
・医療機関の BCP 策定促進 ・岡山県医師会との連携強化 ・医薬品等の確保・供給体制の確保 ・陸路の閉塞時や島しょ部でのヘリによる救急搬送体制の確保 ・医療機関における燃料備蓄の促進 ・救急医療活動に必要な非常用電源確保促進 ・医療・救護機関への自立・分散型エネルギーによる非常用電源の導入促進 ・社会福祉施設等の耐震化の促進等 ・医療機関や社会福祉施設等での災害時の避難誘導體制の確保	・福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制の構築 ・視聴覚に障害のある人への円滑な情報伝達対策等の促進 ・福祉避難所の避難行動要支援者の受入体制の充実促進、一般の避難所の生活環境整備 ・予防接種センターを通じた予防接種の推進 ・避難所施設における感染症のまん延防止対策の促進

4 産 業

取 組 事 項	
重点事項	・中小企業における BCP 策定の促進 ・コンビナート主要事業所における BCP 策定の促進

その他の事項	
・ 県各部局が連携した水島コンビナート強靱化の推進 ・ コンビナート防災体制の強化 ・ 高圧ガス施設保全対策の推進	・ 工業用水道施設機能の確保 ・ 災害対策等に係る県制度融資の周知 ・ 災害救助法適用時の金融機関との連携 ・ 地域経済力の強化

5 交通・物流

取 組 事 項	
重点事項	・ 広域道路ネットワークの整備等 ・ 物流拠点等へのアクセス機能の多重化 ・ 緊急輸送道路等の落石等危険箇所対策 ・ 災害時の道路啓開体制の確保
その他の事項	
・ 橋梁の耐震化対策の推進 ・ 道路法面、トンネル等の防災対策 ・ 道路管理者が連携した地域交通ネットワークの機能確保 ・ 多様な管理者と連携した交通難所の解消 ・ 支援協定締結団体との連携強化 ・ 公共交通機関の対災害性向上と事業者間の連携促進 ・ 岡山空港の耐震対策の実施	・ 島しょ部の孤立化を防ぐ海上交通確保及び係留施設等の適切な維持管理 ・ 信号機等の停止防止による管制機能維持 ・ 道路規制情報の提供確保 ・ 道の駅への防災機能の付加 ・ 航路・泊地の浚渫等、港湾施設の整備推進 ・ 港湾施設の適正な維持管理 ・ 国際拠点港湾、重要港湾のBCP策定推進 ・ 放置艇対策の推進

6 農林水産

取 組 事 項	
重点事項	・ 排水機場等の農業水利施設の排水能力の確保
その他の事項	
・ 防災重点ため池のハザードマップ整備 ・ 農業生産基盤の計画的整備 ・ 農地・農業用施設を維持する共同活動の維持・促進	・ 農道橋等の保全対策の推進 ・ 林道橋等の点検整備による交通基盤確保 ・ 計画的な間伐の推進

7 国土保全・土地利用

取 組 事 項	
重点事項	・ 土砂災害警戒区域等の指定推進 ・ 海岸保全施設の計画的整備

	・河川の計画的整備 ・最大規模の降雨・高潮を想定した浸水想定区域の指定
その他の事項	
・土砂災害警戒区域等での避難体制の強化 ・土砂災害危険箇所の計画的な解消 ・大規模盛土造成地の計画的な調査実施 ・河川堤防の耐震点検 ・おかやまアダプトの推進 ・児島湖流域等、県南の低平地での内水排除対策の推進	・ハザードマップによる住民への災害リスクの周知、避難行動の確保 ・高校生のインターンシップ等の充実 ・建設産業の人材確保支援 ・「岡山県災害エキスパート隊」による市町村の災害復旧事業に係る技術的支援

8 環 境

取 組 事 項	
重点事項	・災害廃棄物処理計画の策定の推進
その他の事項	
・有害物質・環境モニタリング体制の確保 ・合併処理浄化槽の設置促進 ・有害物質の大規模拡散・流出対策の推進 ・原子力災害を想定した防災訓練の実施、防災関係機関の連携強化等	・原子力災害発生時の緊急時モニタリング体制の強化・充実

<横断的分野>

1 リスクコミュニケーション

取 組 事 項	
重点事項	・「自らの安全は自らで守る」意識の高揚、安全な避難の確保 ・自主防災組織の組織化と活動の活性化の推進 ・災害救援専門ボランティアの登録推進、レベルアップ ・学校での災害リスクを考慮した避難訓練の実施
その他の事項	
・「3日分以上、推奨1週間」分の食料・水、その他の生活必需品の個人備蓄等の推進 ・災害時の従業員等の一斉帰宅抑制等 ・オフィス等の防火管理体制の充実促進等 ・地域での避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制の構築 ・災害時の外国人被災者への支援の推進	・観光施設の災害対応力の向上 ・災害ボランティア関係機関の連携確保等 ・大学生災害ボランティア活動の促進 ・防犯ボランティアの活動促進 ・実践的な防災教育の県内普及 ・救援活動等に係る人材育成研修の実施 ・学校園での長期滞在対策の検討

2 老朽化対策

取 組 事 項	
重点事項	・ 公共土木・農林水産施設の長寿命化計画の策定等 ・ 県管理施設に関する公共施設等総合管理計画の策定等
その他の事項	
・ 橋梁の長寿命化対策の推進 ・ 長寿命化計画に基づく防潮水門等の計画的な対策実施 ・ 県営住宅の計画的な老朽化対策の実施 ・ 基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の実施 ・ 農業集落排水施設等の保全対策の促進	・ 老朽ため池の計画的整備による決壊防止 ・ 砂防関係施設の点検・診断、対策の実施 ・ 治山施設の調査・点検の実施 ・ 下水道施設の老朽化対策の推進 ・ 岡山空港の計画的な老朽化対策の実施 ・ 市町村施設の老朽化対策

(別表 3)

指 標 及 び 目 標

(全 114 指標)

(行政機能／警察・消防) 20 指標

指 標	現状 (評価年度)	目標 (達成年度)
BCP 策定市町村数	1 村 (H26)	27 市町村 (H32)
県 ICT-BCP 策定システム件数	25 件 (H26)	202 件 (H32)
南海トラフ地震を想定した総合防災訓練参加市町村数	5 市町村 (H26)	14 市町村 (H32)
南海トラフ地震の被害想定を踏まえた公的備蓄確保計画の策定	未策定 (H26)	運用開始 (H29)
タイムラインの考え方を取り入れた防災業務実施市町村数	2 市町村 (H26)	27 市町村 (H32)
県・市町村の災害時相互応援に関するガイドライン策定	未策定 (H26)	運用開始 (H28)
物資調達・搬送マニュアルの整備	検討中 (H26)	マニュアル整備及び訓練実施 (H30)
災害時の燃料供給手順のマニュアル化	未実施 (H26)	マニュアル化及び訓練実施 (H30)
液化石油ガス販売事業者に対する保安講習会の実施	3 回 (H27)	3 回 (毎年)
県庁舎、県民局及び地域事務所の耐震化率	52.4% (H27)	70% (H35)
災害時の応急活動や復旧活動の拠点となる市町村庁舎の耐震化率の平均	55% (H25)	95% (H32)
人口 10 万人当たり消防団員数	1,477 人 (H26)	1,477 人 (H32)
女性消防団員数	592 人 (H26)	650 人 (H32)
警察災害派遣隊の活動 中国・四国ブロック訓練	1 回 (H27)	1 回 (毎年)
緊急消防援助隊の活動 中国・四国ブロック訓練	1 回 (H27)	1 回 (毎年)
消防防災ヘリ無線のデジタル化	未実施 (H26)	完了 (H27)
消防団員等の消防学校教育訓練	消防職員 502 人、 消防団員 99 人 (H26)	消防職員 513 人、 消防団員 130 人 (H32)
市町村主体の水防訓練を実施している市町村数	26 市町村 (H26)	27 市町村 (H28)
警察本部庁舎及び県下の警察署の耐震化率	87% (H26)	91% (H32)
消防署及び出張所の耐震化率	81.8% (H25)	92.3% (H32)

(住宅・都市／情報通信) 19 指標

指 標	現状（評価年度）	目標（達成年度）
住宅耐震化率	74%（H25）	95%（H32）
多数の者が利用する建築物の耐震化率	80.0%（H25）	95%（H32）
市町村立学校耐震化率	87.3%（H26）	100%（H28）
屋内運動場等にある吊り天井などの非構造部材耐震対策実施率	89.9%（H26）	100%（H28）
都市計画マスタープランにおいて防災・減災が明記されている市町村数	16 市町（H26）	21 市町（H32） （対象：21 市町）
スプリンクラー設備の設置状況（違反率）	0.16%（H26）	0.16%（H32）
水道事業者等における水道施設耐震化計画の策定率	23%（H27）	100%（H32）
下水道 BCP（流域）の策定	未策定（H26）	策定（H28）
下水道 BCP（市町村）策定市町村数	3 市町村（H26）	26 市町村（H32） （対象：26 市町村）
下水道管路（重要な幹線等）耐震化率	62%（H26）	67%（H32）
下水道処理場の耐震化率	49%（H26）	51%（H32）
住宅用太陽光発電設備の総設備容量	204,641kW（H26）	300,000kW（H32）
停電時に 72 時間稼働可能な県防災行政無線施設の割合	56%（H27）	100%（H32）
防災行政無線等、プッシュ型の情報伝達手段を整備している市町村の割合	59%（H26）	78%（H32）
おかやま防災情報メール登録件数	37,255 件（H26）	70,000 件（H32）
放流情報を提供するダム等施設数	12 施設（H27）	14 施設（H32） （対象：14 施設）
特設公衆電話の設置回線数	112 回線（H26）	300 回線（H32）
岡山情報ハイウェイの光ファイバーケーブルの備蓄資材	8 本合計 4,000 メートル（H26）	10 本合計 5,000 メートル（H32）
徒歩帰宅者支援に関する災害時協力協定締結事業者数	11（H26）	16（32）

(保健医療・福祉) 7 指標

指 標	現状（評価年度）	目標（達成年度）
災害拠点病院における DMA T の複数チームの保有率	70%（H27）	100%（H32）
DMA T ・医療機関・消防等が参加する訓練等の実施	1 回（H27）	1 回（毎年）
災害拠点病院等耐震化率	44.4%（H26）	80%（H32）

社会福祉施設等の耐震化率	82.7% (H25)	86.3% (H25 全国平均耐震化率) (H32)
福祉避難所の防災訓練等実施市町村数	0 (H26)	14 市町村 (南海トラフ地震対策の推進地域) (H32)
避難所運営マニュアルの作成市町村数	10 市町村 (H26)	27 市町村 (H32)
避難所開設マニュアル等に感染症対策を盛り込んだ市町村数	0 (H27)	27 市町村 (H32)

(産 業) 5 指標

指 標	現状 (評価年度)	目標 (達成年度)
県内中小企業の BCP 策定率	製造業 8.2%、 小売・卸売業 7.0% (H27)	製造業 15%、 小売・卸売業 10% (H32)
BCP を策定した特定事業所※の割合	50.0% (H26)	95.0% (H32)
コンビナート防災訓練実施回数	1 回 (H27)	1 回 (毎年)
高圧ガス施設の通達基準適合率	98.7% (H26)	100% (H32)
水島工業用水道事業施設 (送・配水管) の耐震化率	68% (H26)	80% (H32)

(交通・物流) 15 指標

指 標	現状 (評価年度)	目標 (達成年度)
地域高規格道路・国直轄道路の追加供用延長	2.3km (H27)	22.4km (H27～H32)
緊急輸送道路とその代替路、物流拠点へのアクセス道路の追加供用延長	4.9km (H27)	25.0km (H27～H32)
緊急輸送道路防災対策率	36% (H26)	60% (H32)
落橋等の甚大な被害を防止する対策を実施した橋梁数	230 橋 (H27)	245 橋 (H32) (対象：要対策橋梁数 318 橋)
新基準によるトンネル点検実施本数	0 本 (H26)	83 本 (H32) (対象：83 本) (県独自基準による点検は H26 に実施済)
電線共同溝の設置延長	1km (H26)	7km (H32)
中山間地域の交通難所解消箇所数	63 箇所 (H27)	285 箇所 (H27～H32)
信号機電源付加装置新設・更新数	20 箇所 (H23～H27)	25 箇所 (H28～H32)

交通情報板新設・更新数	8 箇所 (H23～H27)	8 箇所 (H28～H32)
交通監視カメラ新設・更新数	6 基 (H23～H27)	10 基 (H28～H32)
道路通行規制システムのバックアップ機	未設置 (H27)	設置 (H32)
何らかの防災設備を整備した道の駅数	5 (H26)	13 (H32) (対象：13)
耐震強化岸壁の整備バース数	4 (H27)	5 (H32)
国際拠点港湾・重要港湾における BCP 策定数	0 (H27)	3 (H28) (対象：3)
放置艇数	6,164 隻 (H26)	4,500 隻 (H32)

(農林水産) 7 指標

指 標	現状 (評価年度)	目標 (達成年度)
県が造成した排水機場の機能保全計画策定率、 保全対策実施率	37%、 21% (H26)	46%、 42% (H32)
2ha 以上のため池一斉点検数	4,074 箇所 (H26)	4,192 箇所 (H32)
防災重点ため池ハザードマップ作成数	2 箇所 (H26)	229 箇所 (H32)
共同活動支援制度の活用率	18.3% (H27)	32.4% (H30)
農道橋 (延長 15m 以上)・農道トンネルを対象とした点検・ 診断の実施率	96% (H26)	100% (H30)
林道橋点検実施率	22% (H26)	100% (H32)
間伐の実施面積	10,380ha (H25～H26)	27,000ha (H25～H29)

(国土保全・土地利用) 12 指標

指 標	現状 (評価年度)	目標 (達成年度)
警戒区域指定箇所数	11,978 箇所 (H26)	12,568 箇所 (H27) (対象：12,568 箇所)
特別警戒区域指定箇所数	375 箇所 (H26)	6,000 箇所 (H32)
土砂災害危険箇所のうち緊急度の高い箇所 (保全人家 5 戸 以上等) の整備状況等	1,532 箇所 (26.9%) (H26)	1,575 箇所 (27.7%) (H32)
大規模盛土造成地調査完了率	0% (H27)	100% (H32)
護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び 戸数	1,169ha、 11,697 戸 (H26)	1,983ha、 21,050 戸 (H32)
流下阻害横断構造物や河道拡幅の改修箇所数	0 箇所 (H26)	10 箇所 (H32)

堤防耐震点検区間数	0 区間 (H26)	28 区間 (H32) (対象：最優先点 検区間 28 区間)
おかやまアダプト推進事業への参加人数	約 45,000 人 (H26)	50,000 人 (H32) (河川関係以外の 道路関係等の団体 を含む)
水防法改正に伴う洪水ハザードマップ見直し・整備市町村数	0 (H27)	15 市町村 (H32) (対象：27 市町村)
水防法改正に伴う内水ハザードマップ見直し・整備市町村数	0 (H27)	21 市町 (H32) (対象：21 市町)
水防法改正に伴う高潮ハザードマップ見直し・整備市町村数	0 (H27)	8 市町 (H31) (対象：8 市町)
土木・建築系高校からの就職者のうち建設産業への入職率	44% (H26)	50% (H32)

(環 境) 4 指標

指 標	現状 (評価年度)	目標 (達成年度)
災害廃棄物処理計画の策定市町村数	5 市町村 (H26)	19 市町村 (H32)
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換数	153 基 (H25)	340 基 (H32)
原子力防災訓練の実施回数	1 回 (H26)	1 回 (毎年)
原子力災害対策指針の改正に伴う緊急時モニタリング計画の見直し	暫定版作成 (H26)	緊急時モニタリング計画 (正式版) の作成 (H32)

(リスクコミュニケーション) 12 指標

指 標	現状 (評価年度)	目標 (達成年度)
県民満足度等調査での「避難場所・避難経路の確認」実施率	30.3% (H26)	40.2% (H32)
自主防災組織率	64.4% (H26)	82.0% (H32)
県民満足度等調査での「非常食や水の備蓄」実施率	40.3% (H26)	44.4% (H32)
住宅用火災警報器設置率	60.7% (H26)	81.0% (H32)
避難行動要支援者名簿作成市町村数	11 市町村 (H27)	27 市町村 (H28)
地域共生サポーター研修修了者数 (累計)	305 人 (H26)	400 人 (H32)
災害救援専門ボランティア (外国語通訳・翻訳ボランティア) 研修修了者数 (累計)	357 人 (H26)	450 人 (H32)
災害救援専門ボランティア新規登録者数	167 名 (H26)	500 人 (H28～H32 累計)

大学生災害ボランティア研修会参加大学	8 大学 (H26)	10 大学 (毎年)
防犯ボランティアを対象とした研修会等の累計受講者数	1,037 人 (H26)	1,600 人 (H32)
刑法犯認知件数	17,209 件 (H26)	13,000 件 (H31)
緊急地震速報音を活用した抜き打ち避難訓練の実施	小学校 19%、 中学校 13%、 高等学校 59% (H26)	小学校 100%、 中学校 100%、 高等学校 100% (H32)

(老朽化対策) 13 指標

指 標	現状 (評価年度)	目標 (達成年度)
県管理公共土木施設の長寿命化計画の策定	8 計画 (H26)	全 20 計画 (H30)
県管理公共農林水産施設の長寿命化計画の策定	38 計画 (H26)	94 計画 (H31)
長寿命化対策を実施した橋梁数	210 橋 (H27)	453 橋 (H32) (対象: 533 橋)
防潮水門・排水機場の長寿命化対策の実施施設数	5 施設 (H26)	8 施設 (H32) (対象: 9 施設)
水門等の長寿命化対策実施施設数	6 施設 (H26)	82 施設 (H32) (対象: 315 施設)
基幹農業水利施設の機能保全計画策定率、 長寿命化対策実施率	17% (H26) 7% (H26)	21% (H32) 16% (H32)
農業集落排水施設 (供用開始後 20 年経過) の機能診断実施率	36% (H26)	100% (H32)
治山施設の調査・点検箇所数	0 箇所 (H26)	3,000 箇所 (H32)
下水道処理場長寿命化計画策定施設数	25 箇所 (H26)	35 箇所 (H32) (対象: 71 箇所)
下水道ポンプ場長寿命化計画策定施設数	23 箇所 (H26)	36 箇所 (H32) (対象: 96 箇所)
岡山空港電源施設の全面更新	未完了 (H27)	完了 (H30)
県公共施設等総合管理計画及び個別計画の策定	未策定 (H27)	策定 (総合管理計画: H28、個別計画: H32)
公共施設等総合管理計画策定済市町村数	0 (H26)	27 市町村 (H28)

(別紙) 岡山県国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化等)

- 「岡山県耐震改修促進計画」により住宅・建築物の耐震化を促進し、支援制度の拡充を図ること等により一定の進捗がみられるが、引き続き耐震化を促進する必要がある住宅や建築物について、補助制度の拡充など耐震化推進策を検討する必要がある。
- 県立学校施設の耐震化率については、平成 27 年度末までに 100%とする目標を達成する見込みであるが、市町村立学校施設については、一定の進捗が見られるものの、目標とする 100%の達成が難しい状況にあるため、引き続き、耐震化を進める必要がある。
- 公立学校施設は、災害時の避難所等に利用されることもあることから、吊り天井などの非構造部材を含めた耐震対策を進める必要がある。
- 私立学校施設耐震化率が全国最下位と低迷しているため、設置者である学校法人の理解を得ながら、私立学校耐震化促進事業補助金等を積極的に活用した耐震化を進める必要がある。
- 県営住宅については、長寿命化計画に基づき、アセットマネジメント手法を活用した維持管理を行っており、耐震診断基準のあるものについては耐震診断、耐震補強を実施済みであるが、今後老朽化した住棟が増加してくることから、戦略的な維持管理が必要である。

【住宅耐震化率 74% (H25) // 目標 90% (H27)】

【県立学校耐震化率 100% (H27 見込み) // 目標 100% (H27)】

【市町村立学校耐震化率 87.3% (H26) // 目標 100% (H28)】

【屋内運動場等にある吊り天井など非構造部材の耐震対策実施率 89.9%(H26) // 目標 100% (H28)】

※【 】内は現状分析の評価指標で、【現状 // 現行の目標値又は比較値等 (ある場合のみ記載)】である。

(災害に強いまちづくり)

- 県では、防災や減災の観点に留意した都市計画区域マスタープランを策定しており、市町が作成する都市計画マスタープランにおいても、防災や減災の観点に留意する必要がある。
- 防災上重要な建築物、消防用設備等の適正な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実が必要である。
- 地震による落橋や電柱倒壊を防止するため、橋梁の耐震化や電線共同溝の整備を進める必要がある。

【都市計画マスタープランにおいて防災・減災が明記されている市町村数 16 市町 (H26) // 対象市町数 21 市町 (H26)】

(災害応急活動体制)

- 消防本部の充実強化を図るとともに、消防団や自主防災組織などと連携した初期消火

体制の充実を図る必要がある。

- 消防団員について、人口当たり人数は全国的にも高水準にあるが、近年、団員数の減少、高齢化の傾向が続いており、若手消防団員の確保に努める必要がある。
- 大規模災害に備え、警察災害派遣隊の体制強化や災害用装備資機材の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。

【人口 10 万人当たり消防団員数 1,477 人（H26） // 全国平均 675 人（H26）】

（大規模盛土造成地調査）

- 大規模地震時等に地滑りや崩壊により大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その位置や規模を早急に調査する必要がある。

【大規模盛土造成地調査着手率 未着手（H27） // 全国平均 51.5%（H27）】

1－2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

（不特定多数が集まる施設の耐震化等）

- 不特定多数が集まる施設の耐震化については、民間建築物に対する耐震診断・耐震改修の支援制度の活用等により一定の進捗が見られるが、防災拠点となる公共施設や医療施設等の耐震化をさらに進める必要がある。
- 医療機関や社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化やスプリンクラーの設置を進める必要がある。
- 県有施設の過半数が築後 30 年以上で老朽化が進んでおり、今後、建替えや大規模修繕を必要とする施設が急増して大きな財政的負担が生じるため、今後の行政需要の変化も勘案した計画的な対応が必要である。

【多数の者が利用する建築物の耐震化率 80% (H25) // 全国平均 85% (H25)】

【社会福祉施設等の耐震化率 82.7% (H25) // 全国平均 86.3% (H25)】

【県公共施設等総合管理計画及び個別計画の策定 未策定 (H27)】

（施設の防火対策）

- 火災による甚大な被害が懸念される大規模商業施設、旅館、病院、遊技場等への消防用設備等の適正な設置・維持管理の徹底を図るとともに、消火栓等の耐震性の確認や防火水槽の増設等、消防水利の確保が必要である。

【スプリンクラー設備の設置状況（違反率） 0.16% (H26) // 全国平均 0.5% (H26)】

（公園施設の維持管理）

- 災害発生時に避難場所、災害復旧の拠点となる公園施設について、災害時に有効に機能するよう、適切な維持管理が必要である。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(海岸保全施設の整備・保全)

- 平成16年台風第16号の被害状況や南海トラフ地震の被害想定を踏まえて「岡山沿岸海岸保全基本計画」に計画代表堤防高を定めているところであり、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、高潮対策に地震・液状化対策を合わせ、海岸保全施設の整備を計画的に進める必要がある。

(安全な避難の確保)

- 津波による浸水が想定される市町、県及び防災関係機関の緊密な連携の下で、多くの住民参加を促しながら南海トラフ地震を想定した実践的な総合防災訓練を実施し、関係機関の応急対応能力の向上や住民の安全な避難誘導體制の確立を図る必要がある。
- 津波による浸水が想定される医療機関、福祉施設での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の推進等により、災害時の避難誘導體制を確保する必要がある。
- 津波ハザードマップにより浸水が想定される地域の住民、事業所等に浸水区域に関する情報や指定緊急避難場所の周知を図るとともに、津波発生時の情報伝達を円滑に行うため、防災行政無線や総合防災情報システムの機能強化やシステム操作の習熟、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。
- 気象警報や避難勧告等、人命を守るために重要な防災用語など防災知識の普及を図るとともに、津波浸水区域での自主防災活動を活性化し、自助、共助による住民の安全な避難を確保する必要がある。

【総合防災訓練参加市町村数5市町村(H26) // 南海トラフ地震防災対策推進地域市町村数14市町村(H26)】

(防災教育・啓発)

- 学校近隣の災害リスクを考慮した「学校防災マニュアル」に基づく避難訓練の実施を推進する必要がある。
- 指定モデル校園において実施している新たな防災教育の指導・教育手法の開発や緊急地震速報等を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育の成果を県内に広く普及するとともに、地域住民と児童・生徒が合同で防災知識の習得や避難所運営体験等を行う防災キャンプの実施地域を拡充する必要がある。
- 災害発生時に救援活動等ができる実践力を身に付け、社会貢献できる人材を育成することを目的とした研修を行う必要がある。

【高校生地域防災ボランティアリーダー養成数803人(H26) // 目標1,800人(H28)】

(救助・救急体制の確保)

- 広域にわたる大規模津波等に係る人命救助、捜索活動に従事するため、警察災害派遣隊の体制強化や災害用装備資機材の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(治水、海岸保全施設の整備)

- 既往最大降雨の洪水想定や過去の水害発生状況を踏まえた河川改修、台風等出水時の地元水防管理団体による水防活動を実施している。洪水被害を未然に防ぐためにも、今後も計画的な河川改修を進める必要がある。
- 平成 16 年台風第 16 号の被害状況や南海トラフ地震の被害想定を踏まえて「岡山沿岸海岸保全基本計画」に計画代表堤防高を定めているところであり、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、高潮対策に地震・液状化対策を合わせ、海岸保全施設の整備を計画的に進める必要がある。

【流下阻害横断構造物や河道拡幅の改修箇所数 0 箇所 (H26) // 10 箇所 (H32)】

【護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数 1,169ha, 11,697 戸 (H26)
// 目標防護面積及び戸数 1,940 ha、20,975 戸 (H28)】

(内水氾濫対策)

- 雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の機能強化や維持補修等を計画的に実施するとともに、市町村が管理する水路の適切な維持管理を行う必要がある。
- 雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するための下水道施設の計画的な整備、維持管理が必要である。

(児島湖流域等での内水排除)

- 児島湖流域等、地勢面で脆弱性を抱える県南の低平地では、過去の災害教訓を踏まえ、県、国、市町村等が緊密に連携して計画的かつ効果的に内水排除を実施する必要がある。

(水防活動)

- 豪雨災害が多発する一方で水防団員（消防団員）の減少等により、地域の水防力の弱体化が進んでいる。そのため、自治会・ボランティア団体等が水防協力団体として、水防訓練や普及啓発活動を行うなど、より具体的で実情にあわせた水防計画の策定により、水防体制の充実・強化を図る必要がある。

【市町村主体の水防訓練を実施している市町村数 26 市町村 (H27)】

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域等の指定)

- 土砂災害から県民の生命・身体の安全を確保することを目的として、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を順次指定していく必要がある。

【警戒区域指定箇所数 11,978 箇所(H26) // 目標 12,576 箇所 (H27)】

【特別警戒区域指定箇所 375 箇所 (H26) // 目標 9,000 箇所 (H31)】

(土砂災害危険箇所の解消)

- 土砂災害危険箇所全ての整備には多大な経費と時間を要することから、近年の土砂災害発生や近隣の保全人家の状況、福祉施設や避難所、学校や道路との隣接状況など、緊急性の高い箇所を優先し、計画的に整備を行う必要がある。

【土砂災害危険箇所のうち緊急性の高い箇所（保全人家 5 戸以上等）の整備状況等 1,532 箇所(26.9%) (H26) // 対象箇所数 5,692 箇所 (H26)】

(砂防関係施設の維持管理)

- 砂防関係施設については、平成 27 年度から長寿命化計画策定の基礎となる施設台帳整備、施設点検を実施しており、施設機能の信頼性確保や長期的な管理経費の縮減・平準化のための長寿命化計画策定が必要である。

【砂防関係施設等の長寿命化計画策定 未策定 (H27)】

(避難誘導体制)

- 土砂災害警戒区域等が近隣にある学校における防災教育、訓練の実施や医療機関、福祉施設での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の推進等により、被災時の円滑な避難誘導体制を確保する必要がある。

(普及啓発・自主防災活動の活性化)

- 身近な災害リスクの把握や避難場所、避難経路の確認、気象警報、避難勧告等の防災用語の理解、おかやま防災情報メールや各種メディアからの積極的な災害情報の入手、避難勧告等発令時の適切な避難行動の確保など、県、市町村が連携し、住民一人ひとりの「自らの安全は自らで守る」という自助の心構えにつながる普及啓発を引き続き行う必要がある。
- 県、市町村が連携して自主防災組織の組織率向上に取り組んでおり、一定の改善が見られるが、全国的な比較では、なお低水準にとどまっており、引き続き組織化を推進するとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練等、平時からの活動の活性化を図る必要がある。

【県民満足度等調査での「避難場所・避難経路の確認」実施率 30.3% (H26)】

【自主防災組織率 64.4% (H26) // 目標 72% (H28)】

（災害応急体制の確保）

- 災害発生が予測される台風接近時等において、各防災関係機関が連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。
- 大規模土砂災害発生時の迅速な救助体制を確保するため、警察災害派遣隊の体制強化や災害用装備資機材の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。

【タイムラインの考え方を取り入れた防災業務実施市町村数 2 市町村（H26）】

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

(情報伝達体制)

- 県防災行政無線、県総合防災情報システム等について、今後も気象警報の細分化や情報通信技術の進展への対応、的確な災害応急対応のための情報分析機能の強化、適切なメンテナンス・老朽化対策を計画的に実施し、県、市町村、防災関係機関の情報伝達・収集体制を確保する必要がある。
- 県民局や出先事務所、市町村等の庁舎の耐震化や浸水対策が一部未実施であり、災害時において、県及び市町村、災害拠点病院等との通信遮断により、災害応急対応に重大な支障が生じないように、通信手段の多重化などの対策を検討する必要がある。
- 緊急地震速報や津波警報等の重要情報を国から市町村が直接受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)について、防災行政無線や音声告知端末等を自動的に連動させ、迅速に住民に情報伝達するための運用訓練を定期的の実施し、確実な情報伝達体制を確保する必要がある。
- 市町村において、想定される災害の種別や状況を考慮した適切な規模の指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を行っておくとともに、災害が発生するおそれがある場合には、国、県及び市町村間で情報共有や連携を図りながら、適時、的確な指定緊急避難場所等の開設などを行い、住民の安全を確保する必要がある。
- 県、市町村が連携し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施するとともに、市町村防災行政無線（同報系）や音声告知放送、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ放送など、地域の実情に応じた情報伝達手段の多様化を図る必要がある。
- ダム放流情報について、国直轄ダムの放流情報も含め、住民にわかりやすく情報提供する必要がある。

【同報系市町村防災行政無線整備率 63% (H26)】

【おかやま防災情報メール登録件数 37,255 件 (H26) // 目標 50,000 件 (H28)】

【放流情報を提供するダム等施設数 12 施設 (H26) // 14 施設 (H32)】

(災害リスクの周知)

- 平成 27 年の水防法改正に伴う、想定し得る最大規模の降雨、高潮の際の浸水想定区域の見直しが必要である。
- 市町村において、土砂災害、洪水、津波及び内水に係るハザードマップを作成して住民等に周知し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す必要がある。

【平成 27 年水防法改正に伴う洪水ハザードマップ見直し・整備市町村数 0 (H27)】

【平成 27 年水防法改正に伴う内水ハザードマップ見直し・整備市町村数 0 (H27)】

【平成 27 年水防法改正に伴う高潮ハザードマップ見直し・整備市町村数 0 (H27)】

(要配慮者対策)

- 市町村において、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、危機管理部局と福祉部局、地域関係者が連携し、障害がある人への情報伝達など、各要支援者の実情に応じた具体

的な支援方法を検討し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある支援体制を構築する必要がある。

- 東日本大震災以降の全国的な動きとして、発災直後から機動的に要配慮者に対する緊急的対応を行うための広域的な福祉支援ネットワークの構築が求められており、県内の福祉関係機関・団体が連携し、災害時において迅速かつ円滑な支援活動を展開する体制づくりを進める必要がある。
- 視覚障害者に対しては、情報伝達のみに限らず、避難所までの移動ルートを確認する必要がある。聴覚障害者に対しては、複数の情報伝達ルートを確認するとともに、避難周知のメール文を簡潔に行うなどの工夫が必要である。
- 県内全市町村において福祉避難所の指定を行っているが、さらに指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。
- 県内在住の外国人に対し、地域共生サポーターや災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）が、災害時において効果的な支援活動が行えるよう、登録者数等の拡大や研修等を通じたスキルアップを図る必要がある。
- 観光客の安全確保のため、実践的な避難訓練を実施するなど、災害発生時の災害対応力の向上を図る必要がある。また、各施設管理者において災害時に備え、外国人を含めた観光客の避難誘導マニュアル等を整備する必要がある。

【避難行動要支援者名簿作成市町村数 11 市町村（H27）】

【福祉避難所指定箇所数 267 箇所（H26）】

【地域共生サポーター研修修了者数 305 人（H26）】

【災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）登録者数（15 ヶ国語，134 人（H26）】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（物資の備蓄・調達等）

- 公的備蓄については、平成 19 年に県・市町村防災対策研究協議会で取りまとめた「緊急物資等の備蓄・調達に関する報告書」に基づく必要量を確保しているが、今後、南海トラフ地震の被害想定に基づき、備蓄計画数量の見直しを行う必要がある。
- 「3 日以上、推奨 1 週間分」の食料、水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄の推進について、県、市町村が連携して普及啓発する必要がある。
- 県内流通業者、コンビニエンスストア等や県学校給食会、県医薬品卸業協会等との間で食料や生活必需品、医薬品の調達に関する協定を締結しているが、大規模災害発生時において、それらの協定締結先からの物資調達や他県、国からの救援物資の受け入れ、被災地への配送が円滑に行えるよう、マニュアルの充実や訓練の実施が必要である。

【南海トラフ地震の被害想定を踏まえた公的備蓄確保計画策定 未策定（H26）】

【県民満足度等調査での「非常食や水の備蓄」実施率 40.3%（H26）】

【物資調達・搬送に関するマニュアルの整備 検討中（H26）】

（道の駅への防災機能の付加）

- 道の駅においては、これを一時避難所、救援物資・水等の配給施設等として活用するため、防災機能付加を進めており、既に県管理道路関係 13 駅のうち 5 駅が公衆無線 LAN を整備し、1 駅が非常用電源を整備中である。今後も、各道の駅の施設規模や立地条件等の特性、市町村地域防災計画での位置付け等を踏まえ、設置市町村と協議しながら整備を進める必要がある。

【何らかの防災設備を整備した道の駅数 5（H26） // 目標数 8（H31）】

（水道施設の耐震化）

- 浄水施設、配水池の耐震化率は、いずれも全国平均を上回っているが、基幹管路の耐震化率が全国平均を大きく下回っており、大規模地震発生時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、計画的に耐震化を行う必要がある。

【基幹管路耐震化率 24.3%（全国 39 位）（H25） // 全国平均 34.8%】

【浄水施設耐震化率 30.0%（全国 14 位）（H25） // 全国平均 22.1%】

【配水池耐震化率 52.7%（全国 10 位）（H25） // 全国平均 47.1%】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(道路交通の確保)

- 中山間地域の交通難所については、市町村等と協議の上で解消箇所を選定し、効率的な整備に努めているが、未だ多くの交通難所があり、全ての解消には多大な費用と時間を要するため、市町村道や農道等の管理者と連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要がある。
- 沿道の土砂災害危険箇所の解消や落石・崩土危険箇所の解消を引き続き進めるとともに、孤立集落防止の観点から、他の道路施設対策との連携や、隣接する生活道路の管理者と一体となった取組が必要である。
- 砂防関係施設等の点検・診断、老朽化対策が必要である。
- 岡山県建設業協会や西日本高速道路(株)等をはじめとする関係機関と災害時協力協定を締結し、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等の確保に努めているが、さらに、災害発生時において集落への連絡道路が途絶しないよう、市町村道の道路管理者との連携確保が必要である。
- 災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道や農道橋、農道トンネルの適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。

【中山間地域の交通難所解消箇所数 63 箇所 (H27)】

(海上交通の確保)

- 島しょ部の孤立化を防ぐため、海上交通手段の確保や、既存の係留施設等の適正な維持管理が必要である。

(消防防災ヘリ等の運用)

- 市町村からの要請に基づき空からの救助や物資の輸送を行う県消防防災ヘリコプターについて、孤立化を想定した救助・物資輸送・救急搬送の訓練を行う必要がある。

(集落での備え)

- 災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ市町村との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保するとともに、家庭や集落単位での備蓄の推進、特設公衆電話の設置など避難所の防災機能の強化を図る必要がある。

【特設公衆電話の設置回線数 112 回線 (H26)】

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(警察・消防庁舎の耐震化)

- 平成 28 年度から免震層を備えた警察本部新庁舎の整備事業に着手する予定であり、今後、水島警察署及び玉野警察署についても、計画的な建替により耐震化を行う必要がある。
- 県内の消防関係庁舎の耐震化率が全国平均を下回っており、災害時の応急対応拠点機能の確保のため、耐震化を推進する必要がある。

【警察本部庁舎及び県下の警察署の耐震化率 87% (H26) // 目標 100% (H35)】

【消防署及び出張所の耐震化率 81.8% (H25) // 全国平均耐震化率 83.8% (H25)】

(災害応急活動体制)

- 本県での大規模災害時の迅速な救助・救急活動への対応や、南海トラフ地震発生時等における他地域からの応援要請の可能性を踏まえ、警察災害派遣隊の体制強化等や災害用装備資機材の整備、緊急消防援助隊の車両等の整備や受援計画の充実、定期的な訓練の実施などにより、大規模災害時の活動体制を確保する必要がある。
- 自衛隊や海上保安庁、相互応援協定を締結している中国四国各県との連携を密にし、訓練や連絡会議等を通じて災害時の円滑な受援体制の構築を図る必要がある。
- 県消防防災ヘリコプターについては、岡南飛行場に基地を置いているが、災害発生時に岡山市消防ヘリコプター、県警ヘリコプターと同時被災するリスクがある。こうしたリスクを回避するため、県消防防災航空隊基地を岡山空港へ移転する必要がある。
- 情報通信機能の耐災害性の強化や高度化を図るため、県内消防本部の消防救急無線のデジタル化が完了したところであり、今後、県消防防災ヘリコプターの無線のデジタル化を進め、地上との直接通信を確保する必要がある。
- 県消防学校等において、消防職員及び消防団員の教育訓練を行っているが、近年の風水害の激甚化や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、消防職員及び消防団員の対応能力をさらに高めるための教育環境の整備が必要である。また、救急救命士等の養成確保に努める必要がある。
- 県民への普及啓発や県消防協会と連携した取組により、女性消防団員数は一定の増加が見られるが、全体の団員数が減少していることから、引き続き女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。
- 事業所の自衛水防の取組や市町村主体の水防訓練の実施を推進する必要がある。

【警察災害派遣隊の活動 中国・四国ブロック訓練 1 回 (H27)】

【県緊急消防援助隊の活動 中国・四国ブロック訓練 1 回 (H27)】

【消防防災ヘリ無線のデジタル化 未実施 (H26)】

【消防団員等の消防学校教育訓練 消防職員 502 人、消防団員 99 人 (H26)】

【女性消防団員数 592 人 (H26) // 目標女性団員数 600 人 (H27)】

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（医療活動用燃料等の確保）

- 災害拠点病院には自家発電機が整備されているほか、災害拠点病院を含む 19 の医療機関が石油連盟に施設設備情報を事前提供し、災害時の円滑な燃料供給体制の確保を図っているが、引き続き、医療機関での燃料備蓄などを進める必要がある。
- DMAT の救急医療活動や広域医療搬送拠点の運営等に支障が生じないように、持ち運びが可能な発電機やバッテリーを必要に応じて整備するなど、非常用電源の確保を図る必要がある。
- 自家発電装置や太陽光パネル、蓄電池の設置など、各医療機関の実情やニーズに合わせた非常用電源の確保を進める必要がある。

【災害拠点病院における自家発電機の保有割合 100%】

（救急活動用燃料の確保）

- 大規模な災害等が発生した場合に県消防防災ヘリコプター等を最大限活用した救助・救急搬送等を迅速に行うため、ヘリコプター用燃料を確保する必要がある。
- 国と連携して救急車への優先給油を行う中核給油所、病院等への燃料配送を行う小口燃料配送拠点を整備するとともに、岡山県石油商業組合との間で災害時の優先給油に関する協定を締結しているが、今後、岡山県石油商業組合との協定に基づく燃料供給についての具体的な要請、配送・給油手順等のマニュアル化を行う必要がある。

【災害時の燃料供給手順のマニュアル化 未実施（H26）】

（早期の道路啓開）

- 広範囲、多数の道路被害発生時には、各箇所の被災状況や、緊急輸送道路などルート的重要性を勘案の上、関係機関と調整して優先順位を決定することとしているが、災害時における救助・救急、医療活動と連携した啓開ルートの設定について、検討する必要がある。

（エネルギー供給施設の被害予防、早期復旧）

- 各エネルギー供給事業者において、計画的に関連施設の耐災害性の向上を図るとともに、災害時には、特に災害拠点病院等、人命に関わる重要施設へのエネルギー供給体制の確保に努める必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

(徒歩帰宅者の支援)

- コンビニエンスストア等、民間事業者との協定により、徒歩帰宅者に水、トイレ、道路情報等の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の整備を行っているが、今後、関係市と連携し、鉄道沿線の公的施設も含め、支援拠点の拡大を図る必要がある。
- 県及び市町村が連携し、道の駅に防災機能を付加する必要がある。

【徒歩帰宅者支援に関する災害時協力協定締結事業者数 11 (H26)】

(一斉帰宅の抑制)

- 都市部駅周辺での帰宅困難者の大量発生、混乱を避けるためには、各事業所において、従業員や顧客の「むやみな移動開始」を抑止し、まず、交通機関の運航状況の確認や家族間での安否確認を優先させる必要がある。また、帰宅困難者の一時滞在場所や食料・水の提供方法について、あらかじめ検討しておく必要があることから、県、市及び防災関係機関において、事業所への周知、協力要請を行う必要がある。
- 各公立学校園の「学校防災マニュアル」に大規模災害時の児童生徒等の引き渡し基準を定めて保護者に周知しているが、長期間の待機が必要になった場合の、心のケア、食料の確保、宿泊等の対応について、検討する必要がある。

(公共交通の機能確保)

- 公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧に必要な人員や資材、代替輸送の協力を含めた関係事業者間の連携体制等の確保に努める必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療、救護体制)

- 全ての災害拠点病院にDMA Tが配置され、災害発生直後から病院支援、傷病者搬送等を行う体制が整備されているが、さらに各災害拠点病院に配置するDMA Tの複数化やDMA T隊員の技能維持・向上、消防等との連携強化を図る必要がある。
- 県医師会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結しているが、医療救護班の派遣要請等を迅速に行うことができるよう、訓練の実施等を通じ、連携強化を図る必要がある。
- 県医薬品卸業協会等との協定に基づき、災害時救急医薬品等の迅速な確保・供給を行うための訓練実施や、関係機関との連携強化が必要である。
- 県内の医療機関で対応不可能な傷病者を他都道府県に搬送する必要がある場合に、岡山空港に設置する広域医療搬送拠点の運営が円滑に行えるよう、定期的な訓練実施等を通じて、DMA T・医療機関・消防等との連携強化を図る必要がある。
- 陸路の閉塞や島しょ部の被災時においては、ヘリコプターを活用することにより、救急搬送をより効果的に行うことができるが、災害時に迅速・適切な傷病者搬送等を行うため、平時からの取組により関係機関との連携を強化する必要がある。
- 広域医療搬送拠点となる岡山空港の機能確保のため、施設の適切な維持管理が必要である。

【災害拠点病院におけるDMA T保有率 100% (H26)】

【DMA T・医療機関・消防等が参加する訓練等の実施 年1回 (H27 予定)】

(災害拠点病院等の耐震化)

- 平成21年度から国の交付金を活用して災害拠点病院及び救急救命センターの耐震化を進めており、平成21年調査時(14.3%)から耐震化率が着実に上昇しているが、全国平均(82.2%)を大きく下回っている。耐震化を要する5病院のうち、2病院が建替等に着手しているが、残る3病院についても耐震化が必要である。

【災害拠点病院等耐震化率 44.4% (H26) // 全国平均 82.2% (H26)】

2-7 被災地における感染症等の大規模発生

（予防接種の推進）

- 小児科診療の専門家等が勤務する県内医療機関 1 箇所を予防接種センターとして指定し、予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応により予防接種率の向上を図っているが、今後さらに効果的な広報活動を実施して予防接種センターの周知を図り、予防接種への理解、認識を高める必要がある。

（避難所での感染症対策）

- 避難所開設時の感染症予防のため、施設の消毒等、蔓延防止措置を適切に実施する必要がある。

【避難所開設マニュアル等に感染症対策を盛り込んだ市町村数 0（H27）】

（下水道施設の維持管理）

- 下水道施設の被災による衛生環境の悪化を防止するため、耐震化を進めるとともに、老朽化対策を適切に実施する必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3－1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

（警察機能の確保）

- 被災による警察機能の低下を防止するため、警察関係庁舎の耐震化を計画的に実施するとともに、警察災害派遣隊の体制強化を図る必要がある。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通施設の整備)

- 信号機電源付加装置の整備推進により、平成 23 年度末の 31 基から平成 26 年度末の 39 基まで増設したが、整備箇所が県南の主要交差点の一部に限られているため、今後も計画的に整備箇所を拡大する必要がある。
- 交通情報板や交通監視カメラの老朽化による機能喪失を防止するため、計画的な更新を行い、交通情報提供・収集体制を確保する必要がある。
- 電柱倒壊による道路機能喪失を防止するため、電線共同溝の整備を進める必要がある。

【交通監視カメラ、信号機電源付加装置等の整備進捗率 100%(H27 予定) // 整備計画数 : 交通監視カメラ 6 基、交通情報板 8 箇所、信号機電源付加装置 20 箇所 (H27)】

3-3 県及び市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続体制)

- 県業務については、平成 26 年度に策定した大規模地震等発生時における業務継続計画（岡山県庁 BCP）で明らかになった各部局の課題について、具体的な改善方策を検討するとともに、改善策の実施についての進捗状況を把握し、PDCA サイクルで計画の見直しを行う必要がある。
- 全庁共通システムや税務システムなど、県の重要システムについては ICT-BCP を策定し、計画の定着や対応能力の向上を目的とする訓練を実施しているが、災害時の対応能力向上のため、今後も定期的に訓練を実施するとともに、円滑なデータ復旧や長期電源途絶時の対策について、検討する必要がある。
- 市町村においては、平成 27 年 5 月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を参考に、業務継続計画策定に取り組む必要がある。
- 大規模広域災害に備え中国地方 5 県、中国四国地方 9 県及び県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく支援・受援の内容や実施手順、役割分担を関係者で協議して順次具体化し、訓練実施を通じて実効性を高める必要がある。

【BCP 策定市町村数 1 村（H26）】

【県 ICT-BCP 策定件数 15 件（H26）】

【県・市町村災害時相互応援協定ガイドライン（仮称）策定 未策定（H26）】

(県・市庁舎、施設の耐災害性向上)

- 耐震性が確保されていない県・市町村の庁舎については、最大震度 6 強の揺れが想定されている南海トラフ地震や断層型地震により、甚大な人的・物的被害が発生し、発災直後の応急対策、事後の災害復旧や被災者支援に限らず、行政サービス全般に支障を及ぼす可能性があるため、目標を定めて計画的に耐震対策を実施する必要がある。
- 県・市町村施設の老朽化により、今後、建替えや大規模修繕を必要とする施設が急増して大きな財政的負担が生じることが見込まれるため、行政需要の変化も勘案し、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
- 県庁舎の浸水対策については、概ね 150 年に 1 回程度起こる大雨を想定し、防潮板及び排水ポンプの設置により、地下エネルギーセンターへの浸水を防ぐこととしているが、その他の施設も含めた浸水対策の強化について、今後検討する必要がある。
- 県ホームページについて、災害時の情報提供機能維持を検討する必要がある。
- 自家発電装置や太陽光パネル、蓄電池の設置など、防災拠点となる県・市町村施設の非常用電源確保に努める必要がある。

【県本庁関係庁舎の耐震化率 50%（H26）】

【県民局等、防災拠点となる公共施設の耐震化率 53.3%（H26） // 目標 100%（H27）】

【災害時の応急活動や復旧活動の拠点となる市町村庁舎の耐震化率 55%（H25） // 目標 100%（H27）】

【県公共施設等総合管理計画及び個別計画の策定 未策定（H27）】

【公共施設等総合管理計画策定済市町村数 0（H26）】

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信基盤の確保)

- 県、市町村並びに防災関係機関は、災害時の停電に備え、災害応急対策に必要な非常用電源の確保や、施設内の電気・通信系統の耐災害性の向上に努め、災害発生直後から警察・消防、避難所、医療機関、その他防災関係機関との連絡や被災情報の収集のための情報通信基盤を確保する必要がある。
- 県防災行政無線の信頼性向上を図るとともに、長時間停電による通信途絶を防ぐため、関連する電気通信設備の省電力化や非常用電源設備の充実を計画的に実施し、停電補償時間の延長を図る必要がある。

【県防災行政無線の停電補償時間 48 時間（H27）】

【県防災行政無線中継所の停電補償時間 72 時間（H27）】

(停電防止、早期復旧)

- 地震発生時の揺れや液状化による電柱倒壊に起因する停電を防止するため、電線類の地中化策として電線共同溝の整備を進める必要がある。
- 電力供給施設が被災した場合における復旧作業車両の通行ルート確保など、早期復旧のための電力事業者と道路管理者との連絡体制や情報共有等について、検討する必要がある。

(通信事業者の対策)

- 通信事業者は、災害に備えて計画的に関連施設の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制を確保し、災害時の通信確保に努める必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(岡山情報ハイウェイの高度化)

- 岡山情報ハイウェイは、回線切断に備えて経路を多重化しているほか、関連施設の浸水対策、無停電電源装置の整備、基幹回線の高速化など、安全性強化策を平成 26 年度までに実施済みであるが、今後も機能維持のための計画的な機器更新が必要である。
- 市町村等の庁舎や災害時に避難場所となる公共施設を中心に公衆無線 LAN を整備しているが、住民が災害時にスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、認証の簡略化など利便性の向上が必要である。
- 大規模災害により岡山情報ハイウェイの断線が広範囲に及んだ場合には、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)との協定に基づき、超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)の衛星回線を活用してインターネット接続の早期復旧を図る計画であるが、茨城県からの衛星回線機器の運搬に時間を要することが想定されるため、対策の検討が必要である。

【岡山情報ハイウェイの光ファイバーケーブルの備蓄資材 8 本合計 4,000 メートル (H26)】

(情報伝達の多様化)

- テレビ、ラジオ放送が中断した場合においても、気象警報や避難勧告等の重要な情報を住民に伝達できるよう、県、市町村が連携し、おかやま防災情報メールや緊急速報メール、フェイスブック、LINE など、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

（企業の事業継続計画（BCP））

- 東日本大震災の教訓や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、県 BCP 推進センターを設置して BCP 推進実践塾や普及啓発セミナーを開催し、災害後の早期復旧、事業継続に向けた中小企業への BCP 普及促進を図っているが、さらに個別企業の BCP の実効性を向上させるとともに、サプライチェーン確保のため、県外企業との災害発生時相互支援協定の締結や企業連携型 BCP の策定支援により、事業継続能力向上を促進する必要がある。

（金融支援）

- 県融資制度に、事業継続計画（BCP）策定や防災対策に必要な資金に対する「事業継続対策資金」や災害を受けた企業の運転資金・設備資金に対する「経済変動対策資金」を設けており、支援が円滑に行われるよう、制度の周知を行っていく必要がある。

（地域の経済力の強化）

- 大規模自然災害発生後であっても経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い県内企業の育成に平素から取り組む必要がある。

５－２ 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給施設の被害予防）

- エネルギー事業者が集積する水島コンビナートの防災体制強化を図るとともに、各エネルギー供給事業者において、計画的に関連施設の耐災害性の向上を図る必要がある。

（交通機能の確保）

- 緊急輸送道路等、エネルギー供給ルートとなる道路の機能維持、被災時の早期復旧に努めるとともに、信号機電源付加装置や交通情報板、交通監視カメラの整備、道路通行規制システムの円滑な運用により、交通機能を確保する必要がある。

５－３ コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（水島コンビナートの強靱化）

- 水島コンビナートに立地する企業の操業が長期にわたり停止すれば原料、製品、エネルギーの供給が停止し、サプライチェーンや県民ひいては国民生活に深刻な影響を与え、日本経済に与える影響は計り知れない。これらのリスクを低減し、エネルギーや素材・製品等の安定供給を図るためには、保安・防災担当部局、産業労働部局などの関係部局が連携しながら、災害時においても本県産業の中核を担う水島コンビナートの継続的な操業が可能となるよう、水島コンビナートの強靱化を進めることが必要である。

（コンビナート防災体制）

- 関係機関と連携して保安検査体制を強化するとともに、法令遵守の徹底や適正な自主保安検査の実施指導、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や防災訓練の実施を通じて事故防止を図っており、今後も平成 24 年度の防災アセスメント結果を踏まえた各事業所での取組のフォローアップなど、関係機関と密に連携して防災体制の強化を図る必要がある。

【コンビナート防災訓練実施回数 1 回（H27）】

（BCP 策定促進）

- コンビナートを構成する主要事業所に対し、災害時 BCP 策定を促し、被災時の被害拡大を防止する必要がある。

【BCP を策定した特定事業所の割合 50%（H26）】

（港湾施設の維持管理）

- コンビナート周辺の港湾施設について、定期的な点検診断や老朽化対策の実施など、適正に維持管理するとともに、民有施設についても適正に管理されるよう指導する必要がある。

5－4 港湾施設の被災による海上輸送の長期停滞

（港湾施設の維持管理）

- 大規模地震対策の拠点港湾である宇野港、その補完港としての水島港、岡山港、東備港、笠岡港の機能確保のため、耐震強化岸壁を3港（4箇所）で整備しているが、今後も計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るための長寿命化計画の策定が必要である。

（港湾 BCP の策定）

- 大規模地震等の危機的事象の発生時における最低限の港湾物流機能の維持、早期復旧を目的とする港湾 BCP（事業継続計画）を、関係者との合意形成を図りながら策定する必要がある。

【耐震強化岸壁の整備港湾3港（H27） // 整備が必要な港湾5港（H27）】

【国際拠点港湾・重要港湾における BCP 策定数0（H27） // 対象港湾数3（H27）】

5-5 基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(道路交通基盤の整備)

- 南海トラフ地震等の大規模災害時において、広域支援連携の交通基盤となる岡山米子線を含む高速道路の4車線化ネットワークが必要である。
- 地域高規格道路の整備率が4割程度にとどまっており、緊急輸送道路としての道路ネットワーク構築のため、引き続き未供用区間の道路整備を進める必要がある。
- 被災による経済活動の停滞を防止するため、国県道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路網のリダンダンシー強化を図る必要がある。
- 緊急輸送道路上の橋梁の緊急的な耐震化が概ね完了し、その他の橋梁についても同様の対策を進めており、道路ネットワークの寸断を防止するため、引き続き耐震化を推進する必要がある。
- 道路機能維持のため、道路法面等の落石・崩土防止、トンネルの防災対策、電柱倒壊防止策としての電線共同溝の整備等を効率的・効果的に行う必要がある。
- 道路災害等に伴う道路規制情報を県ホームページで利用者に提供する道路通行規制システムについて、災害によるシステム障害の防止策を検討し、対策を講じる必要がある。
- 信号機電源付加装置や交通情報板、交通監視カメラの整備を計画的に実施し、円滑な交通を確保する必要がある。

【地域高規格道路・国直轄道路の追加供用延長 2.3km (H27) // 目標 22.4km (H27～H32)】

【緊急輸送道路とその代替路、物流拠点へのアクセス道路の追加供用延長 4.9km (H27)】

【落橋等の甚大な被害を防止する対策を実施した橋梁数 230 橋 (H27)】

【トンネル点検実施本数 81 本 (H26) // 目標 164 本 (H32)】

【電線共同溝の設置延長 1km (H26) // 目標 7km (H31)】

【県道路通行規制システムへのアクセス数 8,500 アクセス (H26) // 目標 1 万 5 千アクセス (H31)】

(公共交通機関の被害予防等)

- 公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧に必要な人員、資材、関係事業者間の連携体制等の確保に努める必要がある。

５－６ 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（金融支援）

- 災害救助法が適用された場合の金融当局からの特別要請に基づく、地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む必要がある。

（県債務の支払業務）

- 災害により県統合財務会計システムが停止した場合の県債務の支払業務については、既に対応マニュアルを整備しているが、今後、支払方法の多様化など、指定金融機関と協議しながら円滑な支払業務体制の確保を図る必要がある。

5－7 食料等の安定供給の停滞

(交通基盤の確保)

- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進する必要がある。特に農道橋や農道トンネルの点検・診断を実施し、適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。

【農道橋（延長 15m 以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 96%（H26）
// 目標 100%（H32）】

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGサプライチェーンの機能の停止

（エネルギー供給施設の被害予防）

- エネルギー事業者が集積する水島コンビナートにおいて、関係機関が連携した総合的な防災訓練の実施等を通じてコンビナート防災体制の強化を図るとともに、各エネルギー供給事業者において、エネルギー供給施設の耐震性確保や系統多重化、被災時の早期復旧に必要な資材整備等を計画的に進めるなど、耐災害性の向上を図る必要がある。

（LPGガスの緊急調達）

- 県LPGガス協会との間で、災害発生時における緊急用LPGガスの調達に関する協定を締結しており、訓練等を通じて関係者の連携を図る必要がある。

【液化石油ガス販売事業者に対する保安講習会の実施 3 回（H27）】

（エネルギー供給源の多様化）

- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める必要がある。

【住宅用太陽光発電設備の総設備容量 204,641kW（H26） // 目標 300,000kW（H32）】

6-2 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止

（水道施設機能の維持）

- 水道施設の耐震化を計画的に進めて防災機能の向上を図るとともに、被災に備え、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水・応急復旧体制の周知徹底や防災訓練の実施等により、緊急時の広域支援体制の確立に努める必要がある。

（工業用水道施設機能の確保）

- 工業用水道では、老朽化及び耐震化対策を進めており、引き続き計画的に実施する必要がある。

【水島工業用水道事業施設の耐震化率 68%（送・配水管）（H26） // 全国平均 送水管 36%、配水管 34%（H26）】

（農業水利施設の保全）

- 県が造成した基幹農業水利施設の機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。
- ため池については、市町村が平成 27 年 4 月までに約 6 千箇所の点検・診断を実施しており、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化等）

- 下水道施設は、処理場や管路等施設の定期点検や補修で機能を維持しているが、耐震化が進んでおらず、地震による被災が懸念されるため、計画的に耐震化を進める必要がある。
- 老朽化した下水道施設の信頼性の確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るための長寿命化計画を策定し、計画的に対策を実施する必要がある。

【下水道管路（重要な幹線等）耐震化率 62%（H26）】

【下水道処理場の耐震化率 49%（H26）】

【下水道処理場長寿命化計画策定施設数 25 箇所（H26） // 全施設数 71 箇所（H26）】

【下水道ポンプ場長寿命化計画策定施設数 23 箇所（H26） // 全施設数 96 箇所（H26）】

（下水道 BCP（事業継続計画））

- 県管理の流域下水道については、下水道 BCP を策定予定であるが、市町村管理の公共下水道では 3 市町村での策定にとどまっていることから、災害発生時の迅速な復旧、事業継続のために下水道 BCP 策定を推進する必要がある。

【下水道 BCP（流域）の策定状況 未策定（H26） // 目標計画策定年度（H28）】

【下水道 BCP（市町村）策定数 3 市町村（H26） // 策定対象市町村数 26 市町村（H26）】

（合併処理浄化槽の設置促進）

- 市町村と連携した補助事業の実施により合併処理浄化槽の設置促進を図っており、設置基数は増加傾向にあるが、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、既に水洗化している住民にインセンティブが働きにくいいため、効果的な推進方策を検討する必要がある。

【浄化槽整備人口 215 千人（H26） // 目標 216 千人（H28）】

（農業集落排水施設等の保全）

- 供用開始後の経年変化等により施設の老朽化が進行していることから、機能診断により劣化状況等を把握するとともに、適時、適切な施設の修繕及び更新を計画的に進める必要がある。

【農業集落排水施設の機能診断実施率 34%（26 地区）（H25） // 診断対象地区数 76 地区（H32）】

6-4 地域交通ネットワークが分断される事態

(道路ネットワークの維持管理)

- 道路の防災・減災機能を高めるため、落石・崩土危険箇所の解消を進めており、緊急輸送道路の防災対策の実施率は、平成 23 年度末の 24%から平成 26 年度末の 36%に上昇しているが、対策実施後も適切な維持管理を行うとともに、被災時には、必要に応じて災害時協力協定締結機関にも協力を求め、迅速な道路啓開に努める必要がある。
- 地域交通ネットワークを構成する国道、県道、市町村道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進めるとともに、橋梁及びトンネルの防災対策、信号機能の維持や交通監視、道路規制情報の提供等を適切に実施する必要がある。
- 林道橋等の調査・点検、保全・整備が未実施の市町村については、国庫補助事業を活用して積極的に実施する必要がある。
- 災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道や農道橋、農道トンネルの適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。

【緊急輸送道路防災対策率 36% (H26) // 目標 45% (H28)】

【林道橋点検実施率 22% (96 箇所) (H26) // 要点検箇所数 435 箇所 (H26)】

(港湾施設の保全)

- 大規模地震対策の拠点港湾である宇野港、その補完港としての水島港、岡山港、東備港、笠岡港における耐震強化岸壁の整備、計画的な航路・泊地の浚渫、国際拠点港湾・重要港湾における港湾 BCP の策定を推進し、海上交通の途絶を防止する必要がある。

(公共交通の機能確保)

- 公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧体制を確保し、地域交通の維持に努める必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(火災予防対策)

- オフィス・商業ビル等の消防用設備等の適正な設置・維持管理や防火管理体制の充実を図るとともに、住宅用火災警報器、家庭用消火器、感震ブレーカー、LPガス放出防止装置など火災予防設備の設置を促進する必要がある。
- 防火地域等の指定、市街地再開発事業の推進などにより都市の防災対策を進める必要がある。

【住宅用火災警報器設置率 60.7% (H26)】

(初期消火体制の確保)

- 消防本部の充実強化や消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。

7-2 臨海部の広域複合災害の発生

(高圧ガス施設の保全等)

- 高圧ガス設備の管理について、引き続き、既設耐震設計構造物の通達基準への適合指導及び重要度の高い既設耐震設計構造物の現行基準への適合指導を実施するとともに、関係機関と連携し、保安検査体制の強化や各事業所での取組のフォローアップなどを通じて、コンビナート防災体制の強化を図る必要がある。

【高圧ガス施設の通達基準適合率 98.7% (H26)】

(津波火災対策)

- 津波による石油などの備蓄タンク等破損による可燃物の流出、大規模火災を防止するため、コンビナート防災体制の充実を図る必要がある。

(海岸保全施設の維持管理)

- 防潮水門・排水機場については、長寿命化計画に基づく対策工事を順次実施しており、今後も着実な対策実施が必要である。
- 堤防や護岸等、海岸保全施設の整備を地震・液状化対策と合わせて計画的に進めるとともに、長寿命化計画を策定し、施設の信頼性確保、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。

【防潮水門・排水機場の長寿命化対策実施施設数 5 施設 (H26) // 8 施設 (H32)】

【海岸保全施設の長寿命化計画 未策定 (H27) // 計画策定目標年度 (H30)】

(放置艇対策)

- プレジャーボートの適正な保管と秩序ある水域利用の確保を図るため、「プレジャーボート対策要綱」を定めて放置艇対策に取り組んでおり、引き続き、「放置等禁止区域」の段階的な指定、沈没船の撤去等を行いながら放置艇解消に取り組むとともに、プレジャーボートの適正保管について普及啓発する必要がある。

【放置艇数 6,164 隻 (H26)】

7－3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（沿道建築物の耐震化）

- 改正耐震改修促進法に基づく、緊急輸送道路等の沿道建築物所有者への耐震診断の義務付け、耐震診断結果の公表に向け、沿道建築物の現状調査を進めているが、指定後の耐震診断費用を指定自治体が負担する必要がある、今後、市町村や関係機関との間で指定に向けた協議・検討が必要である。

7-4 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業水利施設等の保全)

- ため池については、市町村が平成 27 年 4 月までに約 6 千箇所の点検・診断を実施しており、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に整備する必要がある。
- 決壊した場合に下流に甚大な被害を及ぼす恐れのあるため池についてハザードマップを作成し、市町村や住民、関係機関が連携して訓練を行うなど、地域の災害対応力を高める必要がある。
- 県が造成した農業用ダム等の基幹農業水利施設（409 施設）については、造成から長年が経過して老朽化しており、耐震性のない施設も多く存在するため、機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。

【2ha 以上のため池一斉点検数 4,074 箇所（H26） // 対象ため池数 4,510 箇所（H27）】

【防災重点ため池ハザードマップ作成数 2 箇所（H26） // 対象ため池数 229 箇所（H27）】

【基幹農業水利施設の機能保全計画策定率 17%、長寿命化対策実施率 7% // 基幹農業水利施設数 409 施設（H26）】

(治山施設の保全)

- 治山施設の老朽化による被害を未然に防止するため、設置後 10 年以上経過した治山施設 3,176 箇所の調査・点検を平成 27 年度から実施しており、整備から長年が経過した一部施設の位置の特定など、治山台帳の整備を進めながら順次調査し、対策が必要なものについては、緊急度等を勘案して計画的に実施する必要がある。

【治山施設の調査・点検箇所数 0 箇所（H26） // 対象箇所数 3,176 箇所（H26）】

(河川管理施設等の保全)

- 水門等については、長寿命化計画に基づく老朽化対策を順次実施しており、今後も着実な対策が必要である。
- ダムについては、施設機能の信頼性の確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るための長寿命化計画を策定中であり、策定後は計画に沿った着実な事業実施が必要である。
- 県管理河川の堤防等については、認定団体による除草作業の実施により、流水機能の確保、堤防等の河川管理施設の点検の効率化が図られているが、河川の除草については、アダプト団体の活動に依存しており、今後、高齢化・過疎化によって活動人員の確保が困難となることが見込まれるため、対策を検討する必要がある。

【水門等の長寿命化対策実施施設数 6 施設（H26） // 82 施設（H32）】

【県管理ダムの長寿命化計画策定ダム数 4 ダム（H26） // 12 ダム（H32）】

【おかやまアダプト推進事業への参加人数 約 45,000 人（H26） // 目標 50,000 人（H28）】
（河川関係以外の道路関係等の団体を含む）

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

（環境保全）

- 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することで結果的に有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、引き続き構造基準等の遵守について、指導する必要がある。
- 有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の強化を図る必要がある。

（毒劇物の拡散・流出防止）

- 毒物・劇物を保有する事業者は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。

（コンビナート防災体制）

- 水島コンビナートについて、関係機関との連携を図りながら、計画的な防災資機材の整備、南海トラフ地震を想定した総合的な防災訓練を定期的を実施するとともに、事業者には災害時BCP策定を促し、有害物質の拡散・流出を防止する必要がある。高圧ガス施設については、耐震性能未確認設備の耐震性能確認及び改修の進捗管理を行い、全ての設備で一定程度の耐震性能を有するよう指導を行っていく必要がある。

（原子力関連施設の防災体制）

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターで、大規模な地震や風水害などの原因により原子力災害が発生する可能性を考慮し、災害対処にあたるため、平時から防災関係機関との連携による防災訓練の実施、緊急時モニタリング体制の強化や防災資機材の適切な整備などを実施し、原子力防災対策を推進する必要がある。

【原子力防災訓練の実施回数1回（H26）】

【原子力災害対策指針の改正に伴う県モニタリング計画の見直し 未実施（H26）】

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地、農業用施設の保全）

- 用排水路やため池などの機能は、地域の共同活動により維持されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、支援制度の周知も含め、広く啓発する必要がある。
- 基幹農業水利施設等の農業生産基盤を計画的に整備し、食料等の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐ必要がある。

【共同活動支援制度の活用率 18.3%（H27） // 全国平均 46.1%（H27）】

（間伐の推進）

- 「おかやまの森づくり間伐推進5カ年計画」において、年間 5,400ha 程度の間伐を計画的に実施しており、引き続き市町村と連携し、各種補助事業を活用して、効率的な間伐と間伐材等の利用を進める必要がある。

【間伐の実施面積 10,380ha（H25-H26） // 目標 27,000ha（H25-H29）】

（山地災害の防止）

- 治山台帳の整備を進めながら、老朽化した治山施設の対策を計画的に実施する必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理計画）

- 災害時の廃棄物対策については、県地域防災計画で基本的な事項を定めているが、国の災害廃棄物対策指針や県が平成 26 年度に実施した基礎調査結果を踏まえ、より具体的な内容を含んだ県災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。また、市町村においても、市町村災害廃棄物処理計画の策定、見直しを行う必要がある。

【災害廃棄物処理計画の策定市町村数 5 市町村（H26）】

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設業界との連携）

- 平成 26 年度末現在、（一社）岡山県建設業協会、（一社）岡山県測量設計業協会、中国地質調査業協会岡山県支部の 3 者と協定を締結して、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めており、今後、協定の実効性が高まるよう、引き続き関係者との連携を強化する必要がある。

（建設業の担い手育成）

- 土木専門学科を有する高等学校において、基礎的実習や高度熟練技能を持つ社会人講師を招へいた講義の実施など、必要な知識・技術の習得に取り組んでいるところであるが、さらにインターンシップ等の体験的学習の機会を充実させる必要がある。

（建設産業の人材確保）

- 建設産業が、社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行うなど重要な産業であることを周知するとともに、土木・建築系の学生と企業とのマッチングを進め、県内建設産業を人材確保の面から支援する必要がある。

【土木・建築系の高校から建設産業への就職率 44%（H26） // 目標 50%（H28）】

（被災市町村での人材確保）

- 県内の市町村では、技術職員の不足やそれに伴う技術力不足が深刻な課題となっており、市町村の要請により、高度な技術や豊富な経験を有する県土木職 0B で構成する「岡山県災害エキスパート隊」を活用し、大規模災害発生時に、技術的な支援活動を実施する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害ボランティア活動の推進)

- 県社会福祉協議会、日本赤十字社岡山県支部及び県では、連絡会議を開催し、それぞれが行っている災害ボランティアに関する取組について情報交換を行っているところであるが、災害時に被災地でボランティアの受入を主軸となっていく各市町村社会福祉協議会、及び県全体の災害ボランティアを統括する県社会福祉協議会を中心に、各組織の具体的な役割分担、連携体制について、今後検討する必要がある。
- 災害救援専門ボランティアの種類ごとに、新規ボランティアの養成や既登録者の研修を行っているが、今後も新規登録ボランティアのさらなる掘り起こしや、実践型の訓練等を通じて、登録者のレベルアップを図る必要がある。
- 大学生のボランティア意識の向上と災害時のボランティア活動の円滑化等を図ることを目的とする「大学生災害ボランティア研修会」の開催を広く県内大学に呼びかけしており、平成26年度は8大学、832人が参加したが、さらに開催大学、学生数の拡大が必要である。

【災害救援専門ボランティア新規登録者数 167 名 (H26) // 目標 100 人/年】

【大学生災害ボランティア研修会参加大学 8 大学 参加人数 832 人 (H26)】

(自主防犯・防災活動の促進)

- 青色防犯パトロール実施団体への広報機材の貸与や、防犯ボランティア等を対象とした講習会の開催による防犯ボランティアのスキルアップを通じて、地域での自主的な防犯活動を促進しており、引き続き防犯ボランティアの活動促進が必要である。
- 地域コミュニティでの防災力強化を図るため、自主防災組織の活動を促進する必要がある。

【防犯ボランティア活動促進事業活用団体数 0 団体 (H26) // 目標団体数 240 団体 (H29)】

【刑法犯認知件数 17,209 件 (H26) // 目標件数 15,000 件以下 (H28)】

(パトロール体制の強化等)

- 災害時において、警察によるパトロール体制等の強化・被災地の実情に即した効果的な部隊運用等が円滑に実施できるよう、関係機関（防災ボランティア等）との広域的な連携体制を確保する必要がある。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(基幹インフラの機能確保)

- 緊急輸送道路等の道路や道路法面、橋梁の耐震化対策、トンネルの防災対策や電線類の地中化を計画的に実施する必要がある。
- 橋梁については、道路橋梁維持管理計画に基づき、計画的に点検・補修を実施し、橋梁の長寿命化を図っており、引き続き予防保全型の維持管理を推進し、維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。
- 港湾施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るための長寿命化計画の策定が必要である。
- 岡山空港の機能確保のため、老朽化対策を着実に進めるとともに、国が定めた「空港土木施設耐震設計要領」に基づき、想定される地震に備え耐震対策を進める必要がある。

【長寿命化対策を実施した橋梁数 210 橋 (H27) // 目標 453 橋 (H32)】

【港湾施設の長寿命化計画 未策定 (H27)】

８－５ 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（海岸保全施設の整備・保全）

- 海岸保全施設について、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、老朽化対策と合わせて計画的に整備を進める必要がある。

（河川管理施設の整備）

- 県では、洪水対策のための河川改修を優先して実施しているが、地震発生後の二次災害の発生を防止するため、今後順次、河川管理施設の耐震点検を実施する必要がある。

【堤防耐震点検区間数 0 区間（H26） // 28 区間（H32）】